

## 平成18年第2回防府市議会定例会会議録(その3)

平成18年7月4日(火曜日)

### 議事日程

平成18年7月4日(火曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

### 出席議員(30名)

1番	行重延昭君	2番	原田洋介君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	斉藤旭君	6番	横田和雄君
7番	弘中正俊君	8番	藤本和久君
9番	山本久江君	10番	重川恭年君
11番	三原昭治君	12番	木村一彦君
13番	安藤二郎君	14番	平田豊民君
15番	田中敏靖君	16番	藤野文彦君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	伊藤央君	20番	松村学君
21番	佐鹿博敏君	22番	大村崇治君
23番	河村龍夫君	24番	山下和明君
25番	馬野昭彦君	26番	深田慎治君
27番	山田如仙君	28番	中司実君
29番	田中健次君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
収入役	林甫君	副収入役	内藤和行君
財務部長	中村隆君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

副議長（行重 延昭君） 議長が所用のため、その間、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

副議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、佐鹿議員、22番、大村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

副議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は12番、木村議員。

〔12番 木村 一彦君 登壇〕

12番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、行革と市民サービスについて質問いたします。

市長は、事あるごとに行革の成果を強調し、今回の所信表明演説でも、市政運営の柱の一つとして行政改革の継続を掲げておられます。行政改革は、言葉の上から見れば確かに行政を改革するのだから結構なことには違いありません。今、政府や自治体によって進められている行政改革を、無条件によいことだとする向きが少なくないのも、この点、無理からぬところがあると思います。

しかし、その中身に立ち至って検討してみますと、国民、市民の立場から見れば必ずしもよいことばかりだとは言えない側面が多々あります。私どもがしばしば括弧つきで行革という言葉を使うのも、その意味からであります。本来の行政改革は、むだを削って市民サービスを向上させるものでなければなりません。ところが本市の場合も、財政支出抑制のために行革の名で市民サービスを削っているものが少なくありません。

このたび実施された祝祭日のごみ収集廃止がその典型であります。市職員の時間外割り増し給与を削減することを唯一最大の目的で行われたこの措置は、市民から大変な不評を買いました。連休明けには市民からの苦情が殺到したと聞いております。このほか、学校用務員の廃止と民間委託、3年後の出張所の廃止の検討、指定管理者制度の適用拡大、受益者負担の名による使用料、手数料の値上げ、自治会による瓦れきの自主搬入に対する補助金の廃止の検討等々は、いずれも市民サービスの削減につながりかねない重要な問題であります。

こうしたことによって財政支出が幾らか削減されたとしても、それは住民の福祉の向上という自治体本来の目的からすれば本末転倒ではないでしょうか。この点をどう考えるか、お答え願いたいと思います。

次に、消防職員の削減についてお尋ねいたします。

国は、地方行革を推進するとして、平成17年度から21年度までの5カ年間で職員を4.6%以上削減するよう全国の自治体に求めております。防府市では829人から760人へと国の指針を大きく上回る8.3%の職員削減を計画しており、消防職員も10人、すなわち6.6%減らす計画であります。また、消防団員数についても縮小する方向で検討するとしております。

しかし、数ある市の業務の中でも、消防などとりわけ市民の生命と安全を守る業務は削減してはならないと考えますが、いかがでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

次に、コミュニティバスの実施について質問いたします。以下4点にわたってお尋ねいたします。

第1に、パーソントリップ調査について。

このほど山口・防府都市圏総合交通体系調査、いわゆるパーソントリップ調査の結果が

発表されました。それによりますと、将来の公共交通ネットワーク計画における主要プロジェクトの一つとして、防府都市核内循環バス、すなわち中心部カバー型巡回バス及び公共施設や病院アクセスを支援する循環型バス、これを掲げております。

このような方向が打ち出された背景はどのようなものでしょうか。

第2に、市内バス路線の調査結果について。

市は昨年度から、市内バス路線について5つの方面に分けて調査・研究を始められましたが、現時点でどのような問題点が浮かび上がってきているのでしょうか。特にいわゆる交通弱者や高齢者が通院、買い物、公共施設への用事をする際のルートやバス停の位置、所要時間と運行時刻、料金など、わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

第3に、街なかぶらっとバス運行の経験について。

市は、平成14年から平成16年にかけて街なかぶらっとバスを運行いたしました。これは国の時限立法である緊急雇用創出対策事業による補助金で全額運営されたため、法の期限が切れる平成16年いっぱい廃止されましたが、この間の市民や利用者の反応はどうだったのでしょうか。

第4に、コミュニティバスの実施について。

全国の多くの自治体で運行されているコミュニティバスの必要性はますます強まっておりますけれども、防府市における現時点での実施計画はどのようなになっているのでしょうか。具体的実施に当たってはどのような課題や問題点があるのでしょうか。

以上、お答え願います。

最後に、中心市街地活性化と大型商業施設の進出について質問いたします。

この問題については、昨日も同僚議員が質問いたしましたが、今後のまちづくりにかかわる重大な問題ですので、できるだけ重複を避けて質問いたします。

まず、進出が計画されているロック開発についてお尋ねいたします。

3月29日にカネボウ跡地Bブロック約9万平方メートル、約2万7,000坪のロック開発株式会社への所有権移転登記が行われました。平成4年にイオン株式会社と大和ハウス工業株式会社との共同出資で設立されたこのロック開発は、今日まで全国29カ所にロックタウン、ロックシティと称する超大型ショッピングセンターを開設しており、さらに急ピッチな出店を計画しております。

同社が防府市に計画しているショッピングセンターへのテナント募集の資料によれば、建物延べ床面積は約4万平米、約1万2,000坪、駐車台数約3,000台という県内でもシーモール下関に次ぐ2番目に大きな商業施設となるわけであります。これが出店した場合、現在ある大型店を含めた既存の市内商業は、深刻で重大な打撃を受けることにな

ります。

一番最近の商業統計調査は2002年、すなわち平成14年ですが、それによりますと、約20年前の1982年には市内に2,190あった商店が、20年後の2002年には1,692へと約500軒も減っております。一方この間、売り場面積1,000平米以上の大型店は着実に増えておりまして2002年で17店舗になっております。ところがこの間、途中若干の増加はあるものの、市内商業の年間販売高は2,400億円余りで20年前とほとんど変わっておりません。つまりこの間、大型店のシェアがどんどん増え、その分中小商店の売り上げがどんどん落ち込んで、廃業等に追い込まれているということでもあります。

2002年現在、大型店の売り場面積は、全市内売り場面積の実に63%を占めるに至っております。現在でもこのような状況であります。非常にパイが限られておりますが、その中でさらにロック開発の店舗が開業した場合、この1店だけで、ロック開発だけで全市の売り場面積の20%から30%を占めることとなります。もしこのロック開発の出店によって既存の他の大型店が立ち行かなくなったような場合には、さらにこの占有率は飛躍的に高まることとなります。そうなれば、防府市民の買い物のほとんどをこの店舗が押さえるということにもなりかねません。大変重大な事態であります。

そこで、お尋ねいたします。ロック開発の出店計画に対して、防府商工会議所や商店街連合会から、1、法改正の趣旨に反した大型店の駆け込み出店開発を防ぐ凍結宣言をしてほしい。2、周辺住民への環境影響調査を慎重に行い、立地法での市の意見として提出してほしい。3、準工業地域で大型商業施設の立地を抑制する特別用途地区の指定をしてほしい、との陳情が出されております。

この3点について、それぞれどのように考えておられますか、明確なお答えをお願いいたします。

次に、市のまちづくり計画と大型店対策についてお尋ねいたします。

21世紀初頭を展望した総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、防府市の最上位計画とされる第3次防府市総合計画においても、施策の大綱、元気がにぎわうまちづくりの重点プロジェクトとして、にぎわいのある中心市街地振興プロジェクトを掲げております。そして、その中心市街地活性化の目玉として、約34億円の市費を投入したルルサス防府が今、まさにオープンしようとしているわけでありましてけれども、その矢先にロック開発の超大型商業施設が中心市街地の外に出店しようとしております。これは、ルルサス防府にどのような影響を与えるとお考えでしょうか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、昨日の同僚議員の質問にもあったように、これは中心市街地ににぎわいと活気を

取り戻すことで防府らしいまちづくりを進めようという市の大方針に、重大な影響を及ぼすことになりはしないでしょうか。お答え願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 12番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政改革についてと、中心市街地活性化と大型商業施設の進出についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、行政改革についての御質問についてでございますが、私は市長就任以来、「日々行革」を常に念頭に置いておりまして、むだを削って市民サービスを向上させるということとは大きな目標とするところでございます。これを徹底して推進するために、いち早く第3次行政改革に取り組んできたものでございます。行政改革の効果額は、この4年間で18億円に上りますが、この効果額は市民サービスの向上や今日の財政健全化の貴重な財源となっております。行革の成果は最終的にはすべて市民の皆様に還元されており、またされていくものと考えております。

社会経済情勢の変化に伴い年々拡大を続ける行政需要にこたえるため、限られた財源や人的資源を最も有効に活用するのが行政の責務でございます。地方自治体を取り巻く厳しい環境のもと、新たな市民ニーズに適切に対応していくためには、これまでの行政を常に見直し、民間でできることは民間で、また意義が薄れた事務・事業については整理統合やより効果的な施策への転換を進めて、行政の機動性を高めていくことが必要であると考えております。

このたびの行政改革は、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治の原点に立ち返り、行財政全般にわたり聖域を設けることなく、あらゆる視点で費用対効果の徹底検証を行うことを基本方針として実行してまいりました。

市民生活に直接影響を及ぼす取り組み項目につきましては、市民、有識者で組織する行政改革委員会で事前に十分検討していただき、その答申を尊重して実施しており、市民サービスの水準は極力低下させないよう努めてきたところでございます。また、やむを得ず市民の皆様にも部分的に御不便をおかけした場合はありますが、大局的な見地から効率的な行政運営を目指すものでありまして、節減した財源を他の施策等に有効に活用することにより、市民福祉の向上につながる改革であると確信いたしているものでございます。

行政改革の実施に当たりましては、あらゆる機会を通じて情報提供を行い、市民の皆様への一層の周知に努めてまいりたいと存じます。今後も市民サービスを全体として発展させることに配慮しつつ、健全な財政運営を将来にわたって持続させるため、行財政改革を

積極的に進めていくことが市政を担う者の責任であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、消防職員の削減についての御質問にお答えいたします。

防府市定員適正化計画でお示した消防職員の数値目標についてでございますが、計画策定時は152人ございました。この152人の消防職員で防府市内の消防業務に加えて、秋穂町と徳地町、いずれも旧町でございますが、秋穂町と徳地町の消防業務を受託しておりました。現在も引き続き山口市の秋穂及び徳地地域の消防業務を受託しております。

しかし、10人の職員が勤務しております山口市秋穂地域の受託は、平成22年度には廃止する計画でありまして、この10人の職員は防府市域に勤務している職員の退職者数に合わせて防府市域への勤務へと人事異動をしまして、こういう形で平成22年度までに退職者10人を不補充とすれば、退職者に合わせた形で秋穂地域に勤務する職員をゼロにすることができ、結果的に計画策定時の職員数からは10人の減になる計画でございますが、決して防府市域の消防職員数を削減しようとする計画ではございません。このことを何とぞ御理解をいただきたく存じます。したがって、今までどおりに防府市民の安全な暮らしを守ることができるものと考えております。なお、徳地区域の受託につきましては、附属協定書等に基づき、引き続き協議していくこととなります。

次に、消防団員の見直しについての御質問でございますが、平成17年2月に出された第3次行政改革後期計画で、本市の消防団員数の見直しについて検討がなされておりました。本年4月1日現在、本市の消防団員は定数408人に対して370人ございました。昨年6月に総務省消防庁から消防力の整備指針が示されまして、この指針に基づき団員数を算出したところ不足しておりましたので、今回、団員34人を公募で採用し、消防団員の確保に努めているところでございます。

続きまして、中心市街地活性化と大型商業施設の進出についての御質問でございますが、その前に若干、補足説明をさせていただきます。カネボウ跡地への大型商業施設の出店が明らかになり、ロック開発株式会社の方とカネボウの不動産担当部長が本市にお見えになられた本年2月28日に、私は初対面でしたが、本市が中心市街地の活性化を最重要課題として都市基盤整備に今日まで長い年月をかけて取り組んできた経緯や、街なかのにぎわい創出のためさまざまな事業や再開発事業にも取り組んでいることについて詳しく御説明し、お話のようなカネボウ跡地における大規模商業開発は、私個人としては反対であり、まことに遺憾であると直接お伝えをしておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、商工会議所や商店街連合会から出された陳情に関する御質問のうち、大型店

の駆け込み出店開発を防ぐために凍結宣言をしたらどうかという趣旨の御質問についてでございますが、凍結宣言をすることで出店を阻止できるものであればともかく、現行法においてはカネボウ跡地への大規模商業開発を阻止することは到底できないことでありまして、仮に凍結宣言を行っても形式的なものにしかすぎないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、大規模商業施設の周辺住民への環境影響調査を慎重に行い、立地法での市の意見として提出してほしいということでございますが、法にもありますように、交通渋滞、騒音、排水設備やごみ処理に関する衛生面等、大型小売店舗の周辺地域の住民の方々の生活環境を悪化させないように特に配意し、強く意見を述べてまいりたいと存じます。

次に、3点目の準工業地域を大型商業施設の立地を抑制する特別用途地域の指定はできないかという御質問でございますが、従来は大規模集客施設の立地可能な用途地域は、12種類の用途地域のうち第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業地域の6用途地域となっております。

このたびの都市計画法の改正により、床面積の合計が1万平方メートルを超える大型商業施設を含む大規模集客施設の立地可能な用途地域が、商業、近隣商業、準工業地域の3用途地域に限定されました。さらに準工業地域につきましては、特別用途地区を指定することにより、これらの立地を抑制することが可能になりました。そのためには、財産権に影響を及ぼす地権者や地域住民の了解を得た上で、都市計画の手続を進めることが必要となります。

しかし、仮にこのことを防府市が先行して実施しますと、他市に大型店が建設されるおそれが生じ、万一そのような場合には防府市の消費がさらに他市の大型店に流出することが想定され、防府市としては慎重な対応をすべきであると考えます。

このような事例は全国各地で生じておりまして、周辺都市を含めた広域的対応が求められているところでありますが、山口県においては広域的な観点から検討委員会を立ち上げ、大型店の立地に関するガイドラインの策定に向けて現在、協議されていると聞いておりまして、今後その動向等を見きわめながら防府市としての対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、市のまちづくり計画と大型店対策について、ロック開発株式会社の出店がルルサス防府に与える影響の御質問でございますが、これまで本年7月のオープンに向け、精力的に店舗誘致の努力をしておられるとお聞きしております。市といたしましても、ルルサス防府に図書館の移設、地域協働支援センターの整備、また街なか居住の推進に努めてきたところでございまして、これらによって豊かなにぎわいをもたらされ、それらを起爆剤

として反映していかれることを期待するところでございます。

次に、市のまちづくりの方針に変更はないかという御質問でございますが、本市が最重要課題として取り組んでまいりました中心市街地の都市機能や商業の集積化の方針につきましては、いささかも変わることはございません。御承知のとおり、本市は今日まで長い年月をかけて中心市街地の整備に取り組んできたところであります。これらは、防府市の貴重な財産であり、その機能を高めるとともに、今後さらに防府市の発展のために積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、助役より答弁いたさせます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） それでは最初の行革についての再質問をさせていただきます。市民サービスを低下させずに向上させる、むだを省いて向上させるためにやるんだということでありましたが、ぜひ再度お願いしておきたいのは、財政を捻出するために市民サービスを削るというようなことは決してされないように、強く要望しておきます。

そこで、2番目の消防についての質問であります。秋穂、徳地関係で10人削減となるけれども、防府市域においては消防職員の数は従来と変わらないということについては了解をいたしました。

そこで消防長、以下3点についてちょっと質問させていただきます。

第1点。消防本部が毎年発行しておられる火災救急救助年報などによっても、救急出動の回数が年々増えている状況です。それに伴って職員の対応は大変になっているんじゃないかと推察しますが、いかがでございましょうか。

また、救急車の現場までの到着時間について、最近の動向はどうか、お教え願いたいと思います。

第2点は、先ほどの市長の答弁にもございましたが、国が決めております消防力整備目標、整備計画というのがありますが、これについて、防府市の充足率、防府市はこの国の決めた目標のどのくらいまで満たしているのか教えていただきたい。また、県内他市や全国の自治体の実情はどうかということもお伺いしたいと思います。

第3点は、どちらにしろ消防力は整備していくことに、増強していくことにこしたことはありません。今後どうあるべきとお考えになっているのか。

以上、簡単にお答え願いたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） それではお答えいたします。

救急出動件数及び現場到着時間の状況についての御質問にお答えいたします。

本市の救急出動件数につきましては、年々増加する傾向にありまして、10年前の平成8年には3,106件、平成17年には4,752件となっております。この10年間を比較いたしますと1,646件増加しております。約1.5倍になっております。各署所の救急車の同時3台出動及び本署 これは郵便局のところでございますが、本署の2次出動も含めまして対応しているところでございます。

救急車の同時出動中は、火災、救助等の対応に支障を来すこともございます。さらに増加する救急出動に備えるため、今後、本署の救急体制の増強を検討しているところでございます。

また、救急車が現場に到着するまでの所要時間は、全国平均は6.4分、昨年の防府管内での現場到着時間は6分と、全国平均よりわずかに早く現場に到着している状況でございます。

続きまして、国の消防力整備目標に対する防府市の充足率及び今後のあり方についての御質問にお答えいたします。

消防職員の充足率についてですが、消防力の整備指針に基づき算定される消防職員の充足率は、全国平均は75.5%に対しまして、本市におきましては66%でございます。今後の消防組織のあり方につきましては、消防組織法が改正されたことにより、国の基本指針、県の推進計画の策定に基づき、消防広域化について今後、検討していくことになるかと思っております。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 国の指針に対して防府市の充足率は全国平均より低いということでもあります。事は人の財産や命にかかわることでもありますから、今後に広域化によってこの不足を補完していこうという動きもあるようでもあります。国によって補完していこうという動きもあるようですが、ぜひこの消防職員がさらに、消防・救急の体制がさらに充実するようにお願いしておいて、この質問については終わりたいと思っております。

続きまして、ロック開発及び市のまちづくり方針についての質問に移らせていただきます。

市長、御答弁いただきましたが、まず商工会議所その他が商店街連合会などが出している陳情について、宣言しても実効がないのではないかというようなことを言われました。私はこの問題は、市の基本姿勢を内外に示すことが非常に重要だと思うんです。法律的な問題、その他技術的な問題、多々あると思っておりますけれども、この問題に対して防府市はこう考えるんだということをはっきり打ち出すことが必要ではないかと思っております。

私的財産権の侵害云々という話もありましたが、今、この大型店の先進国であると言われるアメリカでは、むしろ日本よりは非常に規制が強まっているんですね。アメリカはまことに身勝手と言わなければならないんですが、日本に大型大店法の廃止を求めておきながら、みずからは国内ではどんどん今、規制を強めているという状況であります。世界の大勢から日本は非常に逆行しているというふうに今、言われております。

なぜかといいますと、この超大型店、特に全国チェーン展開をしている超大型店がどんどん地方のまちに進出してきますと、この地方のアイデンティティーといいますか、防府でいえば防府らしさ、これがどんどん失われていく、こういうことがアメリカでも問題になっているようであります。

このまちづくり三法改正のバイブルと言われているこの矢作弘さんという方が、岩波新書に書かれております「大型店とまちづくり」という本があります。これは関係者の間でよく読まれている本らしいですけれども、私も最近これちょっと目を通したんですけれども、これにはこういうふうに書いてありますね。チェーン経営の店舗は店舗自体が均質化されているが、それによってまち空間も均質化する。同じように金太郎あめになってしまう。まちは個性を喪失する。まち景観についても悪貨が良貨を駆逐する原理が完結するのである。小粋な老舗がつぶれ地元産の野菜などを売る青果店が姿を消し、変哲もない、つまらないまちになってしまう。これはアメリカの話なんです。日本はもちろん同じような状況ですが。

私どもも視察その他で全国のまちに行きますけれども、どこへ行っても今、同じようなまちになっていますね。同じような店が同じような看板で同じようなデザインで出ております。

昨日も市長は、今後の防府のあるべき姿ということで、やはり防府らしさを生かしたまちづくりに努めていくんだということを盛んに強調されておりましたが、そういう点から見ても、こういう店がどんどん増えていくということは、まちづくりにとって大変なマイナスになるのではなからうかというふうにも思います。

それから、超大型店が地域に出てくるということは、地域経済にプラスになるという考え方もあるようではありますが、これも現在では大きな間違いではないかという議論が主流になっております。同じ矢作さんの本ではこのように言っていますね。

経済的、社会的な負担が大きい。大型店が出てくれば。まず経済的な理由としては、低賃金雇用が地域労働市場を脆弱化する。福利厚生 of 公的負担が増大する。地域小売市場の独占が起き消費者の選択肢が狭くなる。地域の所得が域外に流出する。それから社会的費用としては、自然破壊につながる。車依存型社会を加速する。大気汚染を生む。全国チェ

ーン店の蔓延は地域社会のアイデンティティークライシス アイデンティティーが危機に陥る を引き起こす。都心の衰退を呼び起こす。こういうふうに社会的な負担がかえって大きい。雇用も、かえって既存の店舗が減ることなどによって減るのではないかと。固定資産その他の既存の中心街が衰退することによって、中心街の地価が下がっていく、そういうことで市の収入が減るんじゃないかということが岩波の議論の中で出ております。

そういう点では、この超大型店が出てくることをやはり今、地域独自のまちづくりを進めている自治体、防府市としては歓迎しないんだということをやはりこの際、はっきりと宣言することが私は必要ではないかと思えます。

私的財産の侵害になるというようなこともありましたけど、考えてみれば線引きしているそのこと自体も一部の人には大変な不利益になっているわけでありまして、道路1本つくるにしてもこれによって不利益をこうむる人はたくさんいるわけですよ。だからやっぱりそういう点では、本当に大きな視点に立って協力してもらおうということで、このようなことは解決していかなければならないというふうに思います。

長々と述べましたけれども、これまでの私が聞いているところでは、京都市、尼崎市、金沢市など、これらの市が今の国の法律に上乘せしてといいますか、国の法律にかかわらず大型店の出店規制を中心とした商業立地ガイドライン、こういうものを出しておられます。これは法的な実効性は余りないようです。ないようですが、超大型店が出てくる場合には、それなりに市が勧告したりできるというような条例をつくっておるようであります。

こういうふうなガイドラインをつくるようなお考えはないのかどうか、市長にお伺いしたいというふうに思います。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 矢作先生の本、御主張といいますかお考え方を議員が代弁する形で述べられておられるわけですが、ある一面から見れば仰せのとおりであると、そのように私は思っております。しかし物には常に一面だけではなくて、別の面からも見ていかなくてはならない。防府市だけが、重ねて申し上げますが超大型店を排除するという形を明確な形でもしも打ち出していくとするならば、それは物理的にいろいろ大変なこともあるでしょうがやってやれないことはないでしょう。しかし、今の現行法のもとにおけるロック開発は、これはどうすることもできないわけでありまして。

そういう考え方の中で、準工業地域と言われる中のカネボウさんのあそこだけをピンポイントで出店を阻止する方法はないわけでございます。そして同時に準工業地域全域を大型、1万平米以上の大型店を出店させない方針を防府市がいろんなエネルギーを使って仮に打ち出したところで、今度は隣接の方でそういう形が開発された場合には、先ほど壇上

から申し上げましたように、市内の消費も含めて市外でどんどん消費が起こるといってもない状況が容易に想像されるわけございまして、種々の観点から考えていきましたときに、今のおっしゃるガイドラインというようなものも広域で、山口県全体の中で考えていくというような形で示していくことがより効果的なことではないだろうか、このように考えておりますし、県におかれてもその辺のところを検討に入られているようでございますので、その推移を見きわめながら対応してまいりたいと、このように思っております。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 防府市だけが突出した場合に大型店がほかに流出していくというお話でした。しかし、流出したところが今度は困るわけですよ。それだけじゃなくて、今度は例えば仮に山口市にその超大型店が流出していった、そうすると防府市にもその影響は当然来ます。そういう点では、市長が言われる広域で解決しなければいけないという問題もありますけれども、そもそもそういう大型店の被害というものがよそに行くだけの話であって、問題の解決にはならない、そういうふうに思います。

そこで、先ほど壇上でも言いましたが、まちづくりの大方針、これと、こういう超大型店の進出、特に郊外への進出、スプロール化していくわけですけど、これはどう考えても矛盾すると思います。ルルサスが発前からピンチに陥るような状況に今、なっているわけです。

こういう状況に対して、市長は、ルルサスが頑張ってくれということでありましたけれど、本当に市が長年かけて努力してきたこの中心市街地の活性化、ようやく今、少しずつ効果が出て中心市街地に人も少しずつ増えてきつつあるし、人通りも増えてきつつある。ルルサスもできて、やがて少しはよくなるかということになっているときに、ロック開発そのものが阻止できるかできないかは別問題として、こういうことが次々起こってくれば、市の大方針自体を大きく変換しなきゃいけない。問題は、小売業者同士の問題にとどまらない、全市民の暮らしにかかわりのある、市の大きな大方針にかかわりのあることになってくるわけです。

その点について、改めてどう考えるか、お伺いしたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は再開発、今、ルルサス防府という名前がつきましたけれども、再開発ビル、あそこに商業床を5,000平米つくっていくといういろいろな計画がなされていく中で、核となるものが何であるかという議論は当初において随分したわけでございます。

御存じのとおりでございますが、百貨店構想とかいろんなことがあったわけですが、私は、かねてから核が商業施設であってはならない、このように思っておりました。これは私がちっぽけな商売人でございますので、全国のいろいろな商業先進地などの連中ともつき合いがございますので、また若い時分からまちづくりということについては関心も持っておりましたので、核が大型店であったときほど悲惨なものはない、これは商業上、やっていけるかやっていけないかの、ただそれだけの理由で、ポンとある日突然閉店をしたり、これも全国にいっぱい例がございますでしょう。あるいは商業競争によって敗れて会社自体がなくなったり、そういうふうな悲惨な例がたくさん全国にある。そのようなことを繰り返すような形であってはならない。

しからば何ができるかということの中で、熟慮のあけく図書館の全面移管という形を核として、図書館を核として防府市のまちづくりの根幹のルルサス防府の中に内蔵する、こういう形をもって皆様方の御理解をちょうだいしてきたわけでございます。

したがいまして、ルルサス防府の強敵は、今はロック開発とか言われておるかもしれませんが、まだまだこれからほかに出てくる可能性は、この競争社会の中では私はあると思っています。そういういろいろな競争の中でしのぎを削っていくときに、再開ビル・ルルサス防府は、ちょっとやそつとではあの核と同じような核を内蔵することは不可能なものを内蔵しているわけでありまして、これを最大限の武器として、これを最大限の宝として、再開ビル・ルルサス防府がこれから繁栄していかれることを私は期待しておりますし、私がもしその当事者であったら、これはもう勇気百倍みたいなものでございまして、決して他の商業施設がどうこうという事柄だけで一喜一憂する問題ではないのではないか、こんなふうに私は考えております。

したがいまして、大型店というものに頼る再開をいたしていないということが、我が防府市の再開における最大の利点であり、優位点である、この優位点をいかに生かしていくか、そしてそれを市民がどれだけ応援してくれる態勢に入ってくるか、私はこれからのまちづくりは行政一人ではできないものではない、商業者でできるものではない、消費者であるところの多くの市民が賛同してくれるところが栄えていくんだと、そんなふうな思いであります。一緒に頑張っていける態勢になることを願っているわけでございます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 時間がありませんのでこの質問は終わりたいと思いますが、最後に市長が言われたように、この超大型店の進出がまちを荒廃させると、はっきり私は言ってもいいと思いますが、そういうことに対して法的な対抗策だけじゃなくて、やっぱり世論というものが大事だと思います。それは行政だけでできるものでもなし、商業者だ

けでできるものでもない。全市民的な世論でこういうものを、まちづくりの観点からやめさせていくということが必要だと思いますので、その先頭に立つ意味でも、もう少し市当局がこの問題についてはっきりしたスタンス、姿勢を示してほしいということを要望しておきまして、時間がありませんのでこの問題は終わりたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 次はコミュニティバスの実施について、助役。

助役（嘉村 悦男君） それでは、コミュニティバスの実施についてお答えします。複数の部にまたがっておりますので、私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、パーソントリップ調査についてお答えします。

将来の公共交通ネットワーク計画の中で、防府都市核内循環バスを主要プロジェクトの一つに掲げている背景についてという質問でございますが、平成15年度から昨年度まで実施されました山口・防府都市圏総合交通体系調査において、近年の都市化やモータリゼーションの進展、道路交通網の整備等に伴い、自動車や公共交通の使われ方に大きな変化が生じていること、また中心市街地の空洞化や将来の人口減少、少子高齢化社会の到来等の変化に対応した総合的な交通体系のあり方を検討する必要から、すべての交通手段、自動車、鉄道、バス、二輪車、徒歩を対象とした交通実態調査、いわゆるパーソントリップ調査を旧2市4町の住民を対象に無作為に抽出した3万人の方々に実施しております。

このパーソントリップ調査とは、一日の人（パーソン）の動き（トリップ）を把握することを目的として行う調査であります。

今回の調査は、このパーソントリップ調査のほかに、今後のまちづくり、交通施策に関する意向の把握など住民の意見を反映させることを目的に、約2,500人の方々にアンケート調査が行われております。その中の調査項目の一つとして、65歳以上の高齢者になった場合の交通手段として特に望むものは何かという質問に対して、回答者の5割強の方が複数の施設を回る循環バスを望んでおられます。このことは、今後、多くの自動車免許保有者が高齢者になられることから、自家用車にかわる交通手段としてバス利用を望んでおられるものと思われま。

これらの回答結果を踏まえ、将来の交通ネットワーク計画の主要プロジェクトの一つとして防府都市核内循環バスを掲げております。

次に、市内バス路線の調査結果についてですが、市内のバス路線については利用者が減少し続けているのが現状ですが、自家用車などみずからの交通手段を持たない人にとっては、買い物や通院、通学、通勤などの足として重要性が高く、非常に大切な交通機関でございます。利用者の減少に伴い、バスの便数も減っていますが、一方でバス路線を維持するための補助金は年々増加していることから、いかに既存のバス路線を存続させるかとい

うことのみならず、路線の再編や他の交通機関の利活用など、総合的に見直すことが必要でございます。

このため昨年度、市内のバス路線の現状について調査分析を行いました。これは市において行った客観的な分析、課題抽出であり、バス事業者や利用者の意見をいただいたものではありません。その概要は、さきの交通網整備促進対策特別委員会において報告したところであります。

概要を申し上げますと、分析は市内バス路線をおおむね5方面に分けて、運行実態などから、それぞれに考えられる課題を抽出するという形で行っております。この中で、現在の市内バス路線については、通勤、通学の時間帯における便数が少ない、あるいは始発、終発の時間が利用形態に合っていないのではないかなど、バスの運行ダイヤの設定や便数がどういった客層をターゲットとしているのか明確でないといった分析結果が出ております。また、住宅密集地でのバス停の増加や、病院等への利便性の高い路線の便数の増加など、利用形態に合わせたダイヤや路線の変更も必要ではないかと考えているところです。

次に、街なかぶらっとバスの教訓についてですが、街なかぶらっとバス運行事業は、国の緊急地域雇用創出基金補助事業を活用して、平成14年度から16年度まで、大型商業施設と商店街などの商業ゾーン、天満宮をはじめとする観光ゾーン、そして市役所などの官庁ゾーンの回遊性を高めることにより、中心市街地における市民の利便性と商業の活性化を図るために実施したのですが、商店街に設置したバス停の利用者は少なく、バスの運行が商業施設の売り上げに必ずしも寄与しなかったと思われること、さらには緊急地域雇用創出基金補助事業が平成16年度をもって終了したことから、年間約1,100万円の運行経費を要する事業の継続は困難と判断し、終了したものであります。

運行実績を申し上げますと、3年間の平均で延べ乗車人員は年間約2万6,600人、1便当たりの乗車人数は10人弱で、土日の利用より平日の利用者が多めとなっています。平成16年7月に利用者を対象に実施したアンケート調査によりますと、60歳代以上の方の利用が全体の6割近くを占めておりました。また、週1回程度を中心として、8割程度の方が定期的に利用しており、利用目的は6割近くの方が買い物に、このほか観光と市役所とがそれぞれ1割程度という結果が出ております。

また、利用者からの自由意見として、「便利で助かる」などの感謝の意見が77件、「逆回りコースも欲しい」など、コースの変更や停留所等の要望が43件、「便利がよいので続けてほしい」などの存続希望が28件などの意見が寄せられております。

これらを検証いたしますと、「運行コースやバス停の数・位置を検討すればもう少し利便性が高まったのではないか、あるいは循環方法について片回りがあったことで、必ずし

も利便性が高くはなかったのではないか」ということが、課題として考えられるところでもあります。

次に、コミュニティバスの実施についてですが、本市における公共交通体系のあり方について検討する中で、これまで街なかぶらっとバスの運行実績や市内のバス路線の現状について検証を行ってまいりました。また、先ほど申し上げました山口・防府都市圏総合都市交通体系調査も実施され、報告されたところであります。

今後は、この内容を検討するとともに、あわせて利用者の声を聞くことも必要であることから、バス事業者等と連携して、実地のデータ収集、検証をすることとしており、現在、バスの車内において乗客に対するアンケート調査を実施しているところであります。

コミュニティバスにつきましては、既存のバス路線との整合性をいかに図るのか、利用者の利便性と運行経費の関係をどう考えるのか、あるいは他の交通機関との関係をどう考えるかなど、さまざまな課題がございますので、市内の公共交通体系のあり方を検討する中で、導入の可能性も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 時間が来ましたので簡潔にお願いします。

12番（木村 一彦君） 時間がオーバーしておりますので。御答弁ありがとうございました。

今のお話からしても、コミュニティバスの実施というのはもう避けて通れない状況じゃないかと思えます。ぜひ早く実現していただき、また、その際には市民や利用者の声をできるだけ反映していただくようお願いしておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

副議長（行重 延昭君） 以上で12番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次は22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） 通告に従いまして簡潔に質問いたしますので明快な答弁をお願いいたします。

消防法改正による火災警報器設置の義務化について御当局の御所見をお伺いいたします。

住宅火災による犠牲者は建物火災の9割を占め、そのほとんどが逃げおくれによるものとされております。特に高齢者の犠牲者が半数近くを占めております。全国の建物火災による犠牲者は、平成14年が992人、平成15年が1,041人、平成17年が1,223人と増加の一途をたどっております。防府市における犠牲者は、平成16年が

4人、平成17年が3人、ほとんどの方が午後10時から翌日午前8時の就眠中で、寝たばこによるものが4件となっております。

アメリカでは1970年代から火災警報器の普及に努め、現在95%の普及率で、1970年の犠牲者と2002年との比較では約60%減少したと言われております。消防庁では、平成15年に火災による犠牲者が1,000人を超えたことから住宅防火対策を進めてまいり、昨年、消防法を改正し就眠する部屋に火災警報器を設置し、就眠中の火災で逃げおくれによる犠牲者を減少しようとするものです。

本市におきましても、昨年の法改正に伴い防府市火災予防条例の改正が行われ、1年の周知期間を経て本年6月1日から施行され、すべての新築住宅に対して火災警報器の設置が義務づけられました。設置場所は、就眠時に使用する部屋、2階に寝る部屋がある場合は階段部分に必要となります。なお、既存住宅への適用時期は平成23年6月1日からとし、5年間の経過措置となっており、住宅火災による死者発生防止を目的としており、罰則規定もございません。

こうしたことを踏まえ、次の3点についてお尋ねいたします。

まず1点目、既存住宅への設置義務化に向けての考え方について。

借家における住宅用防災機器の設置及び維持の義務についての解釈ですが、家主が所有権を有し、借家人が管理権及び占有権をあわせ有することが多いとありますが、現実的に家主と借家人で義務を負うのはだれなのか、お尋ねいたします。

いま一つ、啓発活動についてですが、昨年条例改正以来、消防御当局におかれましては、春秋の火災予防週間はもとより、各企業や地域の要請により説明会、市広報によるPRに努められ敬意を表する次第でございます。

現時点における火災警報器は、日本消防検定協会保障のNSマーク入りが電器店やホームセンターで4,000円から9,000円程度で市販されていますが、このたびの義務化に伴い既に1,900円台のものが出ていると聞いております。こうした価格の安定化の問題もありますが、大切な命と財産を守るためにも普及に向けての効果ある啓発が必要と思います。例えば多くの市民が集まるイベント事業に出向き、火災予防パネルとあわせ住宅用防災機器の展示コーナーを設け、直接目で見ることにより一人でも多くの方の認知度が高まることになると思います。

啓発に対する取り組みについての御当局の御所見をお伺いいたします。

2点目、市営住宅への設置義務化についてお尋ねいたします

設置の義務化に伴う県住宅における設置計画でございますが、全戸数1万3,000戸のうち2,000戸については設置済みで、2005年度に下関600戸、岩国300戸

の計900戸、基本的にメンテナンス対応が難しいためすべて100ボルト電源型とし、今後の計画は平成22年度までの5年間、毎年2,000戸ずつ改修、10年以内に改築計画のある住宅については乾電池型で対応されると聞いております。

本市における市営住宅は現在2,154戸あると聞いております。今後の計画対応についてどのようにお考えなのか、御当局の御所見をお伺いいたします。

3点目、ひとり暮らし高齢者の安全対策として実施している火災報知器給付事業の見直しについてお尋ねいたします。

ひとり暮らし高齢者を対象にした家庭内の安全確保のため、火災報知器等の給付貸与を行う老人日常生活用具給付事業として、現在47件の火災報知器が給付されています。1個約7,875円で国の補助対象となっておりますが、このたび補助制度が開始されると聞いております。冒頭でも触れましたが、住宅火災による犠牲者の半数近くを高齢者が占めておることから、高齢化が進む中で抜本的な見直しをし、ひとり暮らし高齢者の安全確保の充実を図るべきと思いますが、御当局の御所見をお伺いいたし、壇上での質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず、火災警報器の市営住宅への設置義務についての御質問にお答えいたします。

消防法改正による住宅用防災警報器、いわゆる火災警報器の設置につきましては、市営住宅も該当することになります。また、火災警報器の設置及び維持管理義務者は、住宅の所有者、管理者または占有者をいうものとされ、当然市も義務者に該当します。

改めて申し上げるまでもなく、火災警報器は早期発見により人の生命、身体や財産を保護するものであり、市といたしましても消防法や火災予防条例改正の趣旨を踏まえ、市営住宅への火災警報器の設置について、市の費用により積極的に対応しなければならないものと考えております。

ちなみに県営住宅を管理する県の対応でございますが、今後5年間で、県の費用により県営住宅すべてに住宅用火災警報器を設置する方針と伺っております。

現在、市では御承知のとおり約2,000戸の市営住宅を管理しており、すべての市営住宅に火災警報器を設置するとなれば、設置費用もかなりの額になることが予想されます。また、火災警報器の価格につきましても、現在のところかなりの開きがあります。今後、価格も安定してくるものと思われませんが、いずれにいたしましても平成23年5月末までに設置することが義務づけられておりますので、他市の取り組み状況等も参考にしながら

火災警報器の設置に向けて計画的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、火災警報器給付事業の見直しについてお答えいたします。

火災警報器の設置は、老人日常生活用具給付等事業の中で、おおむね65歳以上の低所得の寝たきり老人やひとり暮らしの老人等を対象に火災警報器を給付し、安心して日常生活ができるよう便宜を図ることを目的として、国の補助を受け事業を実施してまいりました。しかしながら本年4月下旬に、「当該事業については平成18年3月31日限り事業を廃止する」との通知が県健康福祉部を通してありました。市といたしましては、平成18年度各業務がスタート直後のことであり、大変困惑しているところでございます。

したがって、平成19年度以降につきましては他市の状況を調査し、また検討した上で対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

残余につきましては消防長より答弁いたさせます。

副議長（行重 延昭君） 22番。

22番（大村 崇治君） ありがとうございます。

市営住宅の設置義務の件でございます。壇上でも申しましたように、県が既に方針を示しておりまして、今、市長の御答弁では当然、今後の故障の問題、メンテナンス、責任問題、そうした面で経費がかなりかかるけど県とあわせた、いわゆる常用電源型で設置するという考え方のようにございます。おっしゃいましたように、約2,000万円ぐらいは楽にかかる事業でございますから、ぜひとも計画的に実施していただくことを要望いたしておきます。

2番目の高齢者、ひとり暮らしの安全対策でございますけれど、今、家庭内の安全対策として第4次防府市高齢者保健福祉計画によりますと、電磁調理器、火災報知器が現在47件、これを20年度までに91件にする目標値、緊急通報装置が平成17年度が680件、これを20年度までに820件と、そういう目標を立てておられます。火災報知器につきましては、壇上でも申しましたようにこのたびの改正によりまして制度が変わってまいります。今まで報知器等につきましては児童民生委員、ケアマネジメントなどの要請により取りつけ等がされておりますものの、今、申しましたこれらの一括したひとり暮らし高齢者の安全対策事業というものは、この際、一回見直しをされた方が私はいいと思うんです。

今まで補助対象という、報知器の場合ありまして、所得割によっていろいろありましたこともありますことですし、じっくりこの5年のうちに、ことしはもう既に年度予算も組んでおられますけれど、やはり一方では義務づけというものもございまして、さりとて緊急

通報システムなんかはやはり実際、寝たきりとかそういう方を対象にされております。だからそれは必ずしもセットというわけにはいきませんが、この火災報知器は義務づけ化されたことに今後どういう対応をしていくかという問題がございますので、いずれにしましてもそれらをじっくり検討していただきたいと思います。

それについて御答弁、お願いします。

副議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今、御質問がございました火災警報器等の設置についてでございますけれども、現在、地域でひとり暮らしの老人の方を見守っておられます民生委員さんやケアマネジャーを通して申請があります。いずれの申請につきましても市で状況調査を行い、現在、対応をしておるのが現状でございます。

また、御質問の事業の見直しということでございますけれども、これにつきましては平成19年度以降、特に他市の状況など含めまして総合的に判断をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

副議長（行重 延昭君） 22番。

22番（大村 崇治君） 壇上でも申しましたように、住宅火災の犠牲者の半数近くがいわゆる高齢者でありますから、一概に義務づけだからといって切り捨てるのがいいのかわか、今、御答弁ありましたように他市の状況等も勘案されまして、また防府独自のお金も十分余っておるようでございますから、ぜひともその辺も御考慮をお願いしたいと思います。これで私の今の項は質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 既存住宅への設置義務化に向けての考え方、啓発活動についての御質問にお答えいたします。

消防法改正による火災警報器設置の義務化については、昨年6月議会におきまして防府市火災予防条例改正の議決をいただき、新築の住宅につきましては本年6月1日から、また既存の住宅につきましては5年後の平成23年5月31日までに設置することとなっております。

火災警報器の設置及び維持管理義務者につきましては、火災予防条例上の解釈では住宅の所有者、管理者または占有者とされております。借家の場合の設置義務者についての御質問でございますが、法的には規制はございませんが、住宅の火災警報器の設置または維持管理の義務がだれなのかというトラブルを防ぐために、あらかじめ借家の賃貸契約で決めておく方法もあると思われま。

次に、既存住宅への啓発活動についてでございますが、防府市におきましては平成16年、17年中に火災による犠牲者が7名発生しておりますが、どの事例も、設置しておられれば何らかの効果があったものと思われまます。具体的な方法としましては、自治会の集会、出前講座、各種団体での防火講話、市広報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用いたしまして住宅用火災警報器の効果と最新情報を提供し、普及啓発活動に努力する所存でございます。

火災予防条例には、住宅の火災警報器の未設置者への罰則規定はございませんが、アメリカで実証された90%を超える住宅用火災警報器の普及により火災による犠牲者が低減化した実績、国内で住宅用火災警報器を設置したことにより大事に至らなかった火災事案の紹介、また消防法改正を利用して全国で発生しております住宅用火災警報器の悪質訪問販売による被害も生まれまして、啓発活動を行わなければならないものと考えております。

また、イベント会場に向いての展示コーナーの設置等につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 22番。

22番（大村 崇治君） 壇上でも申しましたけれど、いわゆる借家人と借りる立場の問題でちょっと意地悪な質問ですけど、やはり公営住宅の場合も間違いなくそういうメンテナンスの面がありますけど、やはり到達点は責任の所在とかが出たとき、もし犠牲者が出たら賠償問題とかそういう面もありまして、いわゆる100ボルトの常用電源型というふうに今、踏み切られておる一面もあると思うんです。

しかし、個人住宅につきましては、例えば家主がつけて、本当は、この法の解釈をすれば、借家人が維持管理をするのが原則と思うんですよね。しかし、それかといってその維持管理をしっかりとしないと、もし火災が起きたときにはどうなるかという問題等もございまして、それかといって家主さんがいきなり借家人の家に入ってチェックすることは不可能でございますから、今後の問題でございますけれど、答弁にもありましたように、例えば宅地建物取引業協会とか、そういうところあたりともお話をいただきまして、特約条項の中に入れるとかそういう指導が、それが正しいかどうか知りませんが、そういうのも一つの問題だろうと思うので、ぜひその辺ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 今、議員の御意見を参考にいたしまして、今後検討の方向で進めてみたいと思っております。

副議長（行重 延昭君） 22番。

22番（大村 崇治君） いわゆる啓発活動でございます。私もこの質問に際しまして、

6月15日号でしたか1日号だったですか、市広報に出ておりましたよね。5月15日でしたか。

実際、指摘されて、帰って市広報を見てようやく見つけたような状況で、だからなかなか市広報、それは見たら物すごく簡潔にスマートなあれですからいいけど、それを見つけるのが大変ちょっとわかりにくかったということもございますし、やはり私も壇上で申しましたように、市が行う大きなイベント事業にやはりそういう展示をしてPR、ほかの問題もありましょうけれど、ちょっとそれだけの予算措置、パネルやら、いろんな防火宣伝、予防宣伝活動とかあわせて、そういうものをまさに移動されていかれるのも一つの方法だろうと思いますので、ひとつそういうふうをお願い申し上げまして質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 以上で22番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次は11番、三原議員。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

11番（三原 昭治君） 新人クラブの三原昭治です。通告に従いまして次の2点について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いします。まず1点目は、自治会への対応についてお尋ねします。

自治会は、触れ合い活動などを通して地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくため最も身近な住民組織であることはいまでもありません。防府市の自治会組織については、昭和27年に発足した地区員制度が改正され、地区住民の親睦と相互援助をもとに、自治会の振興と住民の福祉の増進を図り、明るく住みよい地区づくりを目的に昭和51年に自治会連絡協議会として発足いたしました。その後、昭和55年に防府市自治会連合会が発足して組織的な運営が確立され、現在、市内には256自治会があり積極的な活動が展開されているところであります。

御承知のとおり、自治会は豊かな住みよい生活を実現するため、各種レクリエーション大会や体育祭、お祭りなど、多彩なコミュニティ活動を通じて住民同士の連帯を高める役割を果たしています。また、地域の人々の生活環境をよりよくするため、ごみの分別収集や環境美化運動など、生活環境整備面においても積極的な活動の中で、明るく住みよい地域づくりにも貢献しております。さらに、高齢化社会の中でひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、また身体の不自由な方などに隣同士の助け合いによって援助の手を差し伸べるなど、福祉面においても大きな役割を果たしています。

特に近年、自治会の必要性を考える中で、防災、防犯などへの取り組みは重要なものと言われています。例えば災害時の避難体制などの対応においても、自治会が重要な役割を

果たしていると言われております。

昨年3月に発生した福岡県西方沖地震では、家屋倒壊など大きな被害のあった離島の玄界島においては、自治会の力の発揮で一人の死者も出さずに済んだと報じられていました。なぜ自治会が力を発揮したかという点、日ごろの自治会活動を通じ、深い近所づき合いから、どこにだれが住んでいるなど、人の把握につながり、災害時の被災者の救助活動に地域みずから積極的にかかわることができたとされています。現在、市が進めている自主防災組織が、玄界島では日ごろの自治会活動を通じ、既に確立されていたということだと思います。

また、防犯面では近年、多発している子どもたちの登下校をねらった凶悪犯罪、さらに空き巣ねらいや窃盗事件などの犯罪が続発している中、子どもたちや地域住民を犯罪の危険から守るため、自治会が中心となった見まもり隊やみまわり隊などを結成しパトロール活動を行うなど、防犯に関しても積極的な取り組みが展開されています。

このように、一人ひとりの力ではできないことも、地域の連帯と連携で協力していけばできることがあります。一方、複雑多様化する事件や年々増加傾向にある自然災害での被害の拡大のその背景において、コミュニティの希薄化が指摘されている中、住民自治を担う基盤的な組織として、今、改めて自治会組織の重要性が再認識されています。

そこでお尋ねしますが、安心安全な住みよい地域社会の構築でますます自治会活動の重要性、必要性が求められていますが、自治会に対する市の認識とこれら活動に対する支援はどのようにされているのか、お聞かせください。

2点目は、防府スポーツセンターの新体育館建設に向けた基本計画の策定についてお尋ねいたします。

既設の体育館は、市民の健康維持や増進、スポーツ競技の振興などを目的に昭和49年に建設されました。御承知のとおり築後32年という長い歳月を経た体育館は、建物の老朽化の著しさに加え、機能面においても利用に十分な対応ができない状況にあります。この点については、同僚議員をはじめ私も再三にわたって一般質問で取り上げ、新体育館の建設を強く要望してまいったところでもあります。また、各種競技団体で組織する防府市体育協会も昨年5月に同様の陳情をされました。

これらを受け、松浦市長は、先ごろ行われた市長選挙において、マニフェストで直ちに行う施策として新体育館の建設を公約されておられます。また平成18年度予算では、防府市がバスケットボール少年女子のメイン会場となる平成23年に山口県で開催されます第66回国民体育祭を視野に入れ、新体育館建設に向けて基本計画策定のための予算が組まれました。

3月の私の一般質問での新体育館建設に当たっての今後のスケジュールについて、平成18年度に基本計画を策定し、平成19年度には実施設計、詳細設計を行い、平成20年度に着工、国体開催の前年である平成22年にはリハーサル大会を新体育館で開催したいとの答弁がありました。この新体育館の建設は、とかく暗い話題が多い世情の中で市民の間では朗報として広まり、多くの市民が新体育館の建設に胸をふくらませ、夢を抱いているところであります。

そこで質問ですが、新体育館建設に当たり基本計画策定のための作業が進められておりますが、策定までの今後のスケジュール、手法、また市体育館建設検討委員会の協議状況についてお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 11番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、自治会への対応についての御質問にお答えいたします。

私は現在、地方分権が急速に進み本格的な少子高齢化社会が到来しつつある今日、住民本意の行政サービスを実現するには、市民への積極的な情報提供、市民の市政への積極的参加により、市民と行政が連携することが、地域が抱えるさまざまな問題を解決し、安心・安全で豊かな地域社会を形成できると考えております。

そうした中、自治会には市広報及び行政文書の配布・回覧、また地域福祉の増進・環境保全等を行っていただいておりますが、最近では地域の防災・防犯活動への取り組みなど、さまざまな分野での御協力をいただいております。地域において自治会の果たす役割は大変重要であると認識しております。

今後、「市民一人ひとりが主役となるまちづくり」を進めていくには、市民参加をさらに推進し、市民と行政の協働関係に発展させていくことが必要であると考えておりますので、自治会との一層の連携を図るとともに、市といたしましても自治会への加入促進等、自治会活動の側面的支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、防府スポーツセンターの新体育館建設に向けた基本計画策定についての御質問にお答えいたします。

新体育館の建設につきましては、子どもから高齢者までが生涯にわたり楽しめるスポーツ施設になるよう市民からの御意見をお聞きし、かつ平成23年の山口国体を視野に入れ教育委員会において諸準備を進めているところでございます。

まず、建設スケジュールにつきましては、7月に基本計画策定業務について専門のコンサルタントに委託することとしており、建設規模や建設位置などの基本的な事項を12月

までに策定したいと思っております。その後、基本設計へと進み、平成19年度には実施設計を行う予定としております。また、建設手法の一つでもありますPFIの導入についても検討する必要があると考えており、基本設計とあわせてPFI導入の可能性調査業務も今年度中に実施したいと考えております。

さらに、新体育館の建設に当たっては、市民のスポーツ振興の拠点施設となるよう、市民、競技団体及び利用者の御意見や御提言などを幅広くお聞きするとともに、9月ごろには仮称防府市体育館建設懇話会を設置し、委員の御意見等を基本計画策定の段階から折り込めるよう努めてまいります。

最後に、庁内委員で構成しております防府市体育館建設検討委員会の検討内容でございますが、本年3月以降2回開催し、建設スケジュール、建設手法、建設資金などに加えて基本計画策定委託業務の内容について検討を行っております。今後も事業の進捗状況により必要に応じて開催することといたしております。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 自治会の果たす役割は大変重要だと思っていると、今、市長の御答弁でございました。それで、具体的にですが、今、自治会に対しての支援と申しますか、どのようなことをされているのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 自治会の支援ですけれども、補助金等の金額で申し上げます。自治会の事務委託費、これは広報とか、あるいは行政文書を配布していただく等々の経費、あるいは自治会等振興助成金、これは単位自治会に助成をいたしております。あるいは地区公共施設補助金、これは地区の会館等々の助成金であります。あるいは街路灯、防犯灯の設置に対する、あるいは取りかえの補助金もございますし、防犯灯の電気料についても補助をしておりますし、自治会の保険、住民の方が自治会活動をされたときに払う保険についても助成をしております。その他にもございますが、主なものはそういった助成等をさせていただいております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） それで、今、その中にありました地区公共施設の補助金という部分について、少し具体的に教えていただきたいと思っております。内容。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 新設の場合が250万円、それから補修等が70万円がアップであるというふうに記憶しております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 新設の場合が250万円、建設費の4分の1の上限250万円ということじゃないんですか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 4分の1、アッパーで、上限が250万円ということでありませう。おっしゃるとおりでございます。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 今、4分の1の補助率、上限は250万円ということですが、これは県内の他の12市と比べていかなるものでしょう。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 調査してみますと、13市中8番目ぐらいのランキングになるのかなと。制度の充実度からいけば上から8番目ぐらいになるのかなと、そのように認識しております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 制度の充実度ってちょっとあれですが、簡単に皆さんにわかりやすいと思うのは補助率、上限額、その面ではいかがでしょう。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 400万円もあれば今回改正されてアッパーが500万円のところもあるやに聞いております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 補助率は県内最下位です。上限額は県内下位3番目です。

これの見直しといいますか、たしかこの規則が昭和51年につくられたと思うんですが、この間の見直し状況をちょっと教えていただきたいんですが。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） きちんとした数字は持ってありませんが、途中で250万円まで増額されたと記憶しております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 最終は平成3年であります。51年に施行されまして1回目の改正が昭和56年ということで、57年、58年、60年、平成3年ということで改正され、現在、上限が250万円ということになっているということです。

平成3年からもう15年も経過しているわけなんですよ。先ほど言いましたように、補助率も一番低いし、上限額も下の方だということで、15年経過しているということで、

この点についても見直すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 地区公共施設補助金につきましては、議員さん御指摘のように防府市は250万円。例えば山口市が今回改正されて400万円、あるいは新山口市では500万円までアップされているというような状況で、他市については手厚くされております。

一方では、自治会に対する補助金等々でありますけれども、冒頭申し上げましたように、自治会等振興助成金については昨年度まで防府市だけの制度でありました。本年から萩市が加わりましたけれども、これらについては1,150万円の予算等々も支出しております。また防犯灯の電気料金等については、昨年度までは光市と防府市だけ、山口市がことしから助成されるようですけれども、防犯灯の電気代についても防府市は先進的な補助等もしております。

ですから、私どもが考えますのは、自治会等々への補助金については、総トータルとして他市に比べればかなり手厚い助成等を行っておりますので、そのトータル的な中で考えていきたいと思っております。

だから議員さんの御指摘のように、時代に合った、要するに新築等々をすれば幾ら小さい家でも1,000万円以上かかる。あるいは少し大きくすれば2,000万円かかる。その中で250万円というのは少ないじゃないかという御指摘のとおりかなと思っております。ですからそれらの地区住民の方が大金を投じて、費用がかかるんだと、それに対する助成といったものがあるほど必要だというふうに私ども思っております。したがってそれらを助成というふうに切りかえるのであれば、それでも県内では自治会関係の補助金というのはトップクラスの補助金を出しておりますので、それらの総トータルの中で制度の見直しを行っていきたいと、そのように思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） トータル的には県内ではトップクラスと、手厚い防犯灯の電気料補助とか振興助成金とか。ぜひこれは県内ではトップだけどこっちは県内で最下位ということがないように、今、言われたようにトータル的にやはり上位にいくように、ぜひ見直していただきたいと思っております。

それで、この対象なんですけど、先ほど新設の場合ということを言われましたが、新設の場合ということによろしいでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 250万円はあくまでも新設であります。修繕は修繕でありま

したけれども、例えば他市の例を見ますと、使い勝手をよくするというようなところで、例えばバリアフリーとか、あるいは地区集会所に下水等がどんどん伸びてきたということになれば、そのトイレの改修の費用とか、そういったものも時代の要請として必要になってくるのではないかなと。見直すということであれば、それらについても時代に合った内容にしていくという必要性があるのではないかなと思います。

まだ総トータルとして防府市はトップクラスの補助金を出しておりますので、その改正をするということになれば、その総トータルの中で時代に合った補助金にしていききたいと、そのように考えております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 総トータルの中で時代に合った補助金の改正をしていきたい、当然私はそう願いたいと思っております。

先ほど、新設と聞いたのは、例えば、私もちょっと今、相談を受けているんですけど、その自治会は活発な自治会活動を行われまして、自主防災組織も組織され、また防災マップも見せてもらいましたけれど、本当に細かな、どこにだれがいてどのような、生活まではわかりませんがだれがいらっしゃるとか、お年寄りはどこだというのも全部色分けして一目できるように、大変日常の活動を活発にされているんですが、何せ集会所を建設するとなると多額の金額を要します。そこで、地区の人たちが地区に空き家がある。いわゆる中古住宅、それを購入したいけど市に言ったらだめだと、新設の場合だけですと言われたんですが、中古は対象にならないんですか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 現在は新築というふうに定義いたしておりますので、新築をされる場合というのが定義であります。本当にそれらが自治会の所有ということになるということになれば、これまでなかった事例でございますので、それが今後、市内においてそういう事例等がどんどん出てくる、あるいは可能性があるということになれば、これは要綱の改正、規則の改正も含めて検討に値するものではないかと、そのように思いますけれども。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） ちょっと言葉じりをつかまえるようですが、どんどんなければやらないということですか。どんどんなくてもたとえ1カ所であっても、一生懸命活動の拠点としたいという方もいらっしゃるわけです。たとえ1カ所でも対象にすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 今、申し上げましたように、ひとつ検討の課題とさせていただきたいというふうに思います。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 県内の他12市にすべて電話しているんな話をお聞きしたんですけど、その状況でございますが、中古住宅、中古を対象にしているという市は6市あります。対象としていないが4市です。あと残りの2市ですが、これは電話でちょっといろいろやりとりしたんですが、電話で、私と他の市の職員の方と一般質問のような形式になりましていろいろお話ししたんですが、今、助役が言われたように事例がないと、しかし事例はないけどあり得るケースだと。当然これは前向きに検討したいという答弁をいただきました。

ぜひ我が防府市においても、今、検討したいということで、早急に今、買いたいんだという方がもういらっしゃるわけなんです。だから検討という返答は随分時間がかかるみたいですから、できましたら早急にこういうことにも対応して、先ほど市長がおっしゃいましたように果たす役割は大変大きいと、重要だと思っているとされるんだったら、その姿勢を見せていただきたいと思います。

次に、集会所に関連することなんですが、近年、台風や自然災害が多く発生し、規模もだんだん拡大しております。それに伴う被害も大きなものがあります。

先ほどの改造費ということで当てはまるかもしれませんが、この災害による集会施設の損壊などに対する対応はどのようにされていますか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） いわゆる改造といったところで、屋根があるいは雨戸が壊れたといったところについては、改造対応ということで70万円を限度額で補助を出しております。一昨年の台風等々については、補正予算もお願いしましたように、改造費用については補正で増額補正をお願いしましたように、改造費といったところ、アッパーは70万円だといったところに対応させていただいております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 一昨年は補正でお願いされたということで、たしか一昨年は5件ございましたよね。自治会集会施設分として5件、154万円が補正で組まれました。

そこでお尋ねしますが、この5件の自治会、災害に対する保険等の加入はいかがだったでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） ちょっとそれ質問内容をきちんと受けておりません。担当から

聞いておりませんが、私の記憶ではおのこのいわゆる家屋の保険がなかったというふうに記憶しております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 質問がなかったということですが、これはたしか平成16年12月16日の総務委員会で助役さんに同じことを私は質問しております。そのときの答弁はどこも入っていないと。それに対してどういうふうにされると答弁されたか覚えていらっしゃいますか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 16年ですから私もいたと思うんですが、前の助役さんがどのように回答されたか……。

副議長（行重 延昭君） 11番、はっきり。

11番（三原 昭治君） ちょっと今、中身がわからなかったと思います。平成16年12月16日の総務委員会で同じことを質問しました。そのとき助役さんと言いましたけど、16年の助役さんと勘違いされたようですが、18年の助役さんは何とお答えになったかお願いします。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 総務部長としての回答は、ぜひ単位自治会で家屋の保険に入っていたきたい、そういうふうに希望したいというふうに答えたと記憶しております。しかしながら、実態としましていわゆる家屋の保険といったものが、私も自治会の役員等もしておりますけれども、いわゆる損害保険というのはかなりの金額がかかるのかなと、私は総務委員会で言った手前もありまして、地元の保険に入ろうとしたわけですが、かなりの金額がかかっているということです。

だから実態として入っているところがないと言ったのは、いわゆる経費が高いといったところが原因しているのではないかなと、そのように思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） どうも経費が高い、実態的に高いから入っていないと言われるんですが、まず最初の質問、どのように答弁されたかという質問ですが、議事録がございまして、18年度の助役さんは、強制はできないけど指導はしていきたいということを言われています。あれから2年、どのような指導をされましたか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 無論、強制はできないわけですが、今般の、一昨年、いわゆる5件の自治会の改造費等も出ました。本来であるならば保険を掛けているならばそ

の保険から改修費用が出るわけでありまして。したがって、連合自治会の役員会において、ぜひ単位自治会においても保険等に加入する方法、方向性について加入するようにお伝えをしていただきたかったことは、自治会連合会の役員会において担当課長からそれなりのお願いをさせていただいております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） されたということですので、されたんだと思います。

先ほどのもう1点、高いから経費的に大変だと言われておりますが、どのくらいだと思われませんか。多分地元の自治会に聞かれたと思われるんですが。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 全市内的なものについては承知しておりません。私は、単位自治会のお世話等もさせていただいておりますが、昨年度ですけれども、それを受けて保険の損保について大変小さい地区集会所ではありますけれども、それだけでも年額16万円という見積もりが来まして、これは個人的で申しわけないんですけれども、小さい地区の役員会に諮ったときに、これは見送ろうということになったわけです。

多分、各地域に全自連を通じてお願いしておりますけれども、やはり単年度で私のように小さい地区であっても16万円というのは、かなりの費用であるというふうに認識しておりますが、そのあたりが地区公共施設の保険の加入率が上がらない、できないといった原因ではないかなと、そのように思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 年間16万円の保険というのは、私が調べた中ではちょっと想像がつかない金額なんですよね。約63平米のある自治会なんですけど、月掛け約2,000円ということだったんです。これ16万円というのはちょっと想像ができないんですけど、これはまた中身をゆっくり教えていただきたと思います。

私のところの、その角っこに小さな建物があるんですけど、それでも年間2万円ちょっとぐらいですよ。中の機械等の補償も全部入れまして、たしか1万8,000円ありました。だから16万円というのはちょっと私はわかりません。私は専門家でもありませんし、助役さんが16万円だったと言われれば16万円だったと思いますので、その内容についてお知らせください。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 実態でというふうにお断りしましたけれども、私、実は去年は小さい地区でありますけれども会計をしておりました。地区のですね。そのときの見積もりということで、こういう質問が出るとは想定しておりませんので、頭には、記憶として

というところでは16万円でございますけれども、それよりかなり安かったかもしれませんが、役員会に諮ったところ地区集会所の損保については見送ろうということになったわけですね。金額についてはきちんと幾らという見積書は、私の記憶違いもあるかもしれませんが、そこは帰って調べさせていただきます。金額としてはちょっと明言は避けさせていただきますが、高かったということだけはきちんと覚えております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 大体人間の感覚としまして出すものは高く感じるものでございます。多分16万円というのは記憶間違いだと私は思います。

税金というものは、やはり公平公正に使われるものだと思っております。管理責任として実費でちゃんと掛けている自治会、私が知っている方は、台風で被害を受けて全部保険で対応されております。片や保険が高いからと 助役さんに言わせれば高いからということで加入しないで市民の税金である補助金を受けている。これは大変私は不条理だと思うし不公正だと思うんですが、助役さんいかがですか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） ですから一昨年申し上げましたとおり、要するに地区会館について損保の保険があれば、これらは補助金で賄えたんじゃないかと。だから申し上げましたように、単位自治会において地区会館への保険、損保をお掛けすることをお願いしたいと申し上げたとおりです。

そのときの調査では、単位自治会の自治会館については保険に入っているところがありませんでしたけれども、その後入っているところがあるかもしれませんが、片や損害保険を掛けて市の税金で改造費をもらわなくて済むといったところ、片や保険がなくて4分の1の補助ではありますけれども改造費の補助金をもらうところ、これは明らかに矛盾があるというふうには言わざるを得ません。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） これは何度繰り返してももう同じことになると思いますが、先ほどトータル的な補助は県内トップレベルだということを言われました。単純に私なりに計算してみたんですが、16年度の補助金154万円、私が保険屋さんから聞いた、または自治会の方から聞いた約2,000円の掛金、年間約2万4,000円ですね。これを割ると約64件分の保険が賄えるわけなんです。

恐らく今、地球温暖化等で台風等の規模も拡大するという予測が出ております。ますますこの被害というものは現実的に出てくるのではないかと思います。こういうふうには補助金を組むより保険を補助した方が私は早いのではないかと思います、その点についても

前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 現実に台風が来て、被害に補助金が出ているといったものがあるのは事実ですけれども、その前の原点がありまして、地区集会所は地区の財産です。ですから基本的には地区の財産は自分たちで守るとというのが大前提だと思うんですね。したがって、その上で本当に必要な補助金なのか、公平公正な支出なのか、そのあたりについては十分に吟味させていただいて、トータル的に必要だ、いやもう時代の要請だということになれば、これは前向きに検討していかなくてはいけないというふうに思います。

何度も申し上げますけれども、合併協議等々でも通じて防府市の姿が明らかになったわけですけれども、自治会への助成金というのは県内のトップクラスです。例えば振興助成金につきましても1,150万円の補助金を予算、組んでおりますけれども、これは他市には全くないような補助金であります。というふうに、全体としては補助金というのは自治会への助成といったものは、制度を厚くしている市であるというふうに思っております。

ですから、時代の要請等々で改正の要があれば、そのトータル的な中で制度の変更を検討していきたいと、そのように思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 時代の、これは要請ではなく時代の義務です、と私は思います。完全な義務です。助役さんも言われたように、自分たちで守る、これは当然のことです。先ほど4分の1の上限250万円の補助金も出されているわけです。例えばそのときに、条件として保険に加入してくださいよという条件もつけられるのではないかと私は思います。

ぜひこの点についても自治会への指導をもっとやっぱり強化してもらえば、強制はできないと言われましたけれども、私は強化してもいいと思います。なぜなら、先ほどから申しているように市民の税金が使われているわけです。ですから、ぜひそういうふうにしていただきたい。

それと最後になりますが、先ほども言いました中古住宅のことですけど、1点だけ、例えば固定資産の場合、新築であろうが中古であろうが税金は課せられるわけなんですよ。これはなぜか。目的が一緒だから。自治会館の集会所というのは、中古であろうが新築であろうが中の活動内容は全く目的は一緒なんです。ぜひこれは早急に、もうそういう声が上がっているところもあります。早急に対応していただきたいということを強く要望しまして、この項を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次の、どうぞ。再質問どうぞ。11番。

11番(三原 昭治君) 新体育館に向けて基本計画策定を進めているという御答弁で  
ありました。

まず私は、新しいもの、例えば既設のものがあって新たに新しいものを設けるときに、  
一番やらなければいけないものは、既設のものがどこが不備でどこが不足しているのかと  
いう点だと思いますが、検討委員会ではこの点についてはどのように結論を出されたのか  
お尋ねいたします。

副議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 今の現在の体育館の不備についてということで、検討委員  
会でどういう話し合いが行われたのかということでございます。

現在の体育館について、それぞれさまざまな形で検討会、新しい体育館をとというような  
話が出ておりますけれども、いわゆる老朽化、あるいは仕様のふぐあいといったようなもの  
については、そういう話題等出てまいりました。その結果、新体育館の建設は必要であ  
るという方針で現在、検討いたしておるところでございます。

副議長(行重 延昭君) 11番。

11番(三原 昭治君) 当然のことだと思います。現在の体育館は不備があり不足し  
ているものが多い。老朽化している、だから建てかえるというのは当たり前のことであ  
ります。

具体的に中身をもう少し、どこが不備で何が不足だったのか、検討委員会で協議された  
内容を少し教えていただきたいと思います。

いいですよ。例えば一例を挙げましょう。毎年、防府市の体育館を中心に高校のインタ  
ーハイのバスケットボール県予選大会を引き受けられておりますよね。その開催状況とい  
うのをちょっと教えていただきたいと思います。

副議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 大変申しわけございませんけれども、その状況について把  
握をいたしておりません。

副議長(行重 延昭君) 11番。

11番(三原 昭治君) 予想したとおりの回答がありました。毎年高校のバスケット  
ボールのインターハイの県予選大会を防府市の体育館を中心に行っておりますが、防府市  
で行われるのはいつもベスト4までです。というのは、ベスト4からはどうしても皆さん  
熱が入り、観衆も増え、体育館ではその観衆に対応できないということで、いつも宇部  
の方の俵田の方でやっています。ということです。私は検討委員会に入っているわけじゃあ  
りませんけれども、ということでお答えにならなかったのも、1つ事例を挙げておきます。

それで、庁内に検討委員会が設けられましたが、昨年11月に立ち上げられたということですが、これまで何回協議を開かれましたか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、第1回、17年11月以降から4回を数えます。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） もっと親切に御答弁いただきたいんですが、11月に立ち上げて2月、5月、6月に4回ということですね。その具体的な中身はどういう中身だったんですか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 例えば第3回から申し上げてよろしゅうございますでしょうか。

第3回につきましては、今の財源についてどういうふうなものがあるかということで、この第3回につきましては防衛施設庁の補助のあり方についてということで協議をいたしました。第4回につきましては、先ほども市長より答弁いたしましたけれども、基本計画の策定業務について、どのような内容をコンサルと話をするかというふうな形で話し合いを行ったところでございます。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 最後の4回目の、今後、業務委託についてどのような内容を業者と話すかということなんですが、具体的にどのような内容なんですか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 基本計画の策定業務を委託するに当たって、どのような委託内容にするかということでございます。基本的には現在の体育館の基本構想といたしますか、新しい体育館の基本構想といたしますか、どういうふうな位置で、どういうふうな規模で、あるいは先ほどの位置と規模といったようなもの、そういった構想を練りながら新しい基本的な計画、体育館の大きさとかいったようなものについて基本計画としてまとめていこうというようなことを、業者に委託する場合にどういったような内容で委託をしようかという、その委託の仕様書といたしますか、そういったものを検討いたしましたところでございます。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 委託の内容はどのようなものにしようかというのを挙げられたと。中身はもう決まったわけですか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 体育館の中身についてはまだ何も決まっておりません。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 私の考え方がおかしいのかどうか知りません。中身が何も決まっていない。例えば先ほど言いました位置、規模、機能というものは何も決まっていないということですか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほどの位置、規模、機能等につきましては、今まで何回か検討会も設けながら、一応教育委員会といたしまして、あるいはいろんな研究会の中で、こちらで参考になるところといたしますか、例えば周南市、あるいは別府市、そういったようなものの体育館を見ながら人口割等も考えながら、こういったようなものが防府市にはこの程度のものが要るのかなという程度のものについては、一応想定はいたしております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） もう一度確認。位置はまだ決まっていないということでしょうか。決まっていない……。

私の考えていることがおかしいのかどうかわかりませんが、基本的な計画を立てるときに位置も決まっていないのに基本計画というのは立てられるものでしょうか。どうでしょう。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 位置につきましては今、先ほどいろいろ検討会の中で話題としては出ておりますけれども、6カ所、6カ所といたしましてもあくまでもスポーツセンターの敷地の中で6カ所程度の案を出してはおります。その中でどれに絞るかということについては、今から検討したいというふうに思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 委託に当たっては、その6カ所の案の中で6カ所分の基本計画をつくって、発注するということですか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 委託の中で最もどの位置がふさわしいのかということについて委託業務に含めますし、その計画を委託した間におきまして、私たちの方の建設検討懇話会、あるいは建設検討委員会、あるいは市民からの声といったようなものを含めて決めていきたいと思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） どうも手順が私としてはおかしいように思えるんですね。やはり基本計画を策定、発注するに当たりまして、市なり市民の意見、考え方などを集約したものを基本計画策定の業者に発注するというのが私は普通ではないかと思うんです。それをベースに業者は策定するのではないんですか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 当然、市民の声、あるいはこちらの方の考え方なりで1カ所に絞ってということもあり得るわけですが、やはり専門業者でありますコンサルの意見も取り入れながら絞り込んでいきたいというふうに思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 専門業者の意見を取り入れながら。ふと今、思い出したんですけど、アスピラートの前にからくり時計、市長さんも無用の長物と、就任時、大変激怒されておりましたが、たしか設置されるに当たって、市民の懇話会、先ほど言われましたね、懇話会設置。懇話会がたしか設置されました。全く同じようなケースに思うんですが、懇話会が設置されているんな意見を述べるのではなくて、業者から来たものを何点かのからくり時計をどれがいいですかと、懇話会じゃなくて選定委員会になってしまったことがあるんです。だから全く同じように私は今、ダブって見えるわけなんです。

たしか私は3月に他市に視察に行ったときに、担当者の方から大きな反省点が2つあるということをお示しいたしました。覚えていらっしゃいますか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 他市の方で言われましたことは、結局市民の声が反映されずに古い計画そのまま建てられたというようなことをお伺いしております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 少し合っていましたけれども少し違っております。

「市民の声を聞いて」は確かです。大半をコンサルタントに任せたことと私は言っております。なので、私が心配するのは、今の状況の中で立ち上げて4回しか会議をしていない。それも中身は具体的にまだ。そして何も練られていない。そんな中で基本構想をつくりましょう、じゃ業者に出しましょう。私が業者だったらすごく喜ぶますよ。どこかでつくったやつを頭を防府市に変えたらそれで済むわけなんです。

先ほど市長さんも言われましたが、防府市らしさというものを打ち出そうじゃありませんか。そういうものが一つも見えないんですよ。

それと、この計画に当たっては、市長さんは記者会見でどのぐらいの規模の金額のものを想定されているかという質問に、四、五十億円程度というお答えをなされております。

しかし、四、五十億円のものをつくるのに現在、横断的なプロジェクトは きのうもありませんでしたが、横断的なプロジェクトもできているんでしょうけれど、それはまだ4回しかプロジェクトが機能しておりません。それも中身はありません。

例えば準備室でも設けて専従の職員を入れて、本腰で防府市の防府市らしい体育館をつくらうじゃないかというぐらいの姿勢が私はあってもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） その点につきましては、と申しますのはプロジェクトの件につきましては、確かにそのとおりかなと、この場で言っても変な話ですが、もっと具体的な対応策と申しますか、進めるための一つの組織づけというのが必要ではないかなというふうに私も感じているところでございます。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 3月の議会で、私はそういう組織の立ち上げを、今の準備委員会ですが、民間を入れた組織の立ち上げを早急に行うべきではないかということ強く訴えました。そのときに教育次長は、大いにそのあたりも視野に入れて検討したいと。市長は、建設に当たっては市民の御意見を幅広くお聞きしながら進めたいと。

今、基本計画の策定までにおいて市民の声は全くないわけですよ。ということでしょう。

副議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 今時点では確かに市民の声といったようなものは、取り入れてどうのこうのということはいたしておりません。今の基本計画策定に当たって、早急にそのような行動というのは、市民の皆さんの声をいただきながらというふうにも思っておりますし、現時点におきましてもさまざまな形で体育館の利用者、あるいはいろんな形で教室等に来ておられる方にアンケート等のお願いも今、現時点ではいたしております。

今後ともでき得る限りの声を反映しながら、建設に入っていきたいと思っております。

副議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） さまざまな形で、さまざまな利用者の方にアンケート調査を現時点では行っていると、このアンケート調査ですよ。

大変対応が早く、私は3月で一般質問をしてこういう組織もつくらうじゃないか、市民の声を聞こうじゃないかということを受けていただきまして、6月28日に設置されましたよね。今、皮肉って言ったんですけど。

私はこの一般質問をするということできいろいろ聞き取りの中でいろんな話をした後に、

これが体育館に設置されております。一人で作られたのかどうか知りませんが、お問い合わせの電話番号は0838となっています。これは0835の間違いではないかと思えます。もっと真剣にやはり取り組んでいただきたい。

市長は、市民参画の推進ということ強く三選に当たって述べられております。そして勝手に市役所が決めていくという形は控え、市民の声をよく聞いて政策に反映したいとも述べておられます。ぜひ、私は大変喜んでいて一人なんです。多くの市民がこの体育館に夢を託し、そしていろんな思いを入れてるわけなんです。これが1年、2年で改築できるものならまだしも、既存の体育館と考えれば34年はもう使わなきゃいけないんです。

9月に懇話会を設置、2カ月もあるわけです。私が設置してやろうじゃありませんかと言ったのは3月なんです。4、5、6、7ですよ。その間、全くその動きがない。ここに体育協会の会長さんもいらっしゃいますが、肝を冷やした体育協会では先月末、皆さんが集まれ、どうなっているんだろうか、市から声がかからんのならこっちから要望、また内容的な要望を出そうじゃないかというような会合もなっております。これが市民と行政が一緒になった協働とは私は思えません。

この事業は今、国体という一つの大きな大会を視野に入れて進められております。つまりもう期限が決められてスタートしております。本来なら建設検討委員会も去年11月に立ち上げてまだ4回しかやっていませんから、本当だったらふざけた話なんです。通常、皆さんが家を建てられるときに、そんな安易な考え方で基本計画を練ったり基本設計をつくったりいたしますか。一生懸命何カ月も、中には何年もかけていいものをつくろうと、家族で、皆で一生懸命になって計画していくんじゃないですか。

ぜひ、皆さん、おなかもすいていることでしょうけど、そういう点を要望じゃなくて本当にやっていただきたいとお願いいたします。ことわざに、「彼岸過ぎての麦の肥」というのがあります。少し言葉は悪いんですが私はよく年寄りから言われておりますが、「ばかの考え後でわく」と申します。建ててからどうのこうの言っても遅いんです。

やっぱりきちんとした姿勢で取り組んでいただきたいということを強く要望し、私の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 以上で11番議員の質問を終わります。

お疲れでございました。ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

午後 0時27分 休憩

午後 1時30分 開議

議長（久保 玄爾君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中は失礼いたしました。これからの議事の進行をさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は9番、山本議員。

〔9番 山本 久江君 登壇〕

9番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願い申し上げます。

まず第1点は、今後のまちづくりの推進方策についてでございます。とりわけ市民参画と協働への具体的な取り組み、今後の方向性について、またパブリックコメントや住民投票条例についてもお尋ねをいたします。

2000年4月に地方分権一括法が施行されて以来、全国的には地方自治法改正、市町村合併、あるいはまた三位一体改革などによって市町村は公的サービスの民営化、市場化、人員削減などで大きく揺れ、自治体の公的責任など、自治体のあり方が問われております。

一方、地域や住民の間でさまざまな運動や取り組みが広がり、住民やNPOなどの公共部門への登場や、自治体と役割を分担しながら協働していく動きが生まれてきております。

例えば、全国的にも東京都三鷹市の例が大変有名ですが、ここでは住民と行政のパートナーシップ協定に基づく協働作業、これは大変注目をされております。三鷹市では、これまでも行政の政策形成過程に市民会議方式という市民参加の手法がとられておりましたけれども、基本構想の見直しと第3次基本計画の策定に当たり、住民との協働方式がとられることになったようであります。それはまず、市長が公募した市民による準備会がつくられ、さらに準備会が公募した住民による会が結成されて、その会と市との間にパートナーシップ協定が結ばれることとなります。

大事なことはその内容でありまして、協働に関する原則を決め市の責務を明確にして、会は10の分科会活動を基礎に市と協働して計画が作り上げられたそうでございます。会に集まりました市民は今後、計画作成段階にとどまらず事業の実施、管理、そして評価、改善まで市民としての責任を果たす姿勢を示しているとのこと。

この協働作業を貫いている立場は、市民がまちづくりの主役であるということです。我が市においてもこの姿勢は極めて重要です。

市長は、施政方針でも「市民一人ひとりが主役となるまちづくりを進めていくには、市民参画をさらに推進し、市民と行政とのパートナーシップによる協働に発展させていくことが必要である」と述べられております。単独市政を継続し、さらに魅力あるまちづくりを進めていくために、市民参画と協働への取り組みをどのように具体的に取り組んでいか

れるのか、お尋ねをいたします。

その中で市の計画や事業などに市民の意見を聞き、市民の意見を反映させるパブリックコメントについてはどのように検討されるのか、また住民の切実な意思と要求を直接政治に反映させる上で意義深い住民投票条例は、私どもこれまでも一般質問で取り上げましたし所信表明でも触れられましたけれども、改めて制定時期について御答弁をお願いいたします。内容につきましては自席より質問をさせていただきます。

いずれにいたしましても、防府市のこの豊かな自然、文化、歴史などを大切に市民の声が十分に生かされたまちづくりを進め、次の時代へ引き継がなければなりません。今、市民の地域社会に対する参加意識の高揚は非常に大きいものがあります。

市民と市との協働によるまちづくりをどのように進めていくのか、新たな課題でもあります。今後の取り組みについて、積極的な御回答がいただけますようによろしく願いをいたします。

質問の第2点目は、障害者自立支援法の実施に伴う影響についてでございます。

4月に障害者自立支援法が実施をされまして3カ月が経過をいたしました。障害が重く、サービスを多く必要な人ほど負担が大きくなる、この原則1割の応益負担が導入をされました。今、大幅な利用者負担増とサービス利用の手控え、施設経営を大もとから揺るがす報酬の激減など、予想を超える問題が出てきております。

実施を控えた3月の時点で、費用負担増のために先行きを見失い、母親が無理心中を図って障害者の娘を殺害するという痛ましい事件までも起きました。国は、自立支援法案の審議の中で、サービス水準は後退させないと繰り返し答弁をしまいましたが、現在、防府市内でも起きている深刻な事態はこの政府答弁に真っ向から反するものと言わなければなりません。

日本共産党国会議員団が法実施2カ月の緊急実態調査を行いました。40都道府県、212施設から回答を得ておりますが、過酷な利用者負担や施設経営の危機など、深刻な事態が浮き彫りになっております。4月分の利用料は、身体知的通所施設、法定の場合ですが、例外なくすべての障害者が、これまで無料であったのが一気に給食代も含みますが1万円から3万円もの支払いを強いられる結果となっております。障害基礎年金とわずかばかりの工賃収入で厳しい生活を送っている障害者にとって、余りにも過酷な負担でございます。

また、国の月額負担上限額などがあっても、所得要件が厳し過ぎるために、実質的な負担軽減に役立っていない事例が数多くあることも明らかになりました。工賃収入を大幅に上回る利用料の負担に、働く意欲をなくし施設利用を断念する障害者が各地で相次いでお

り、緊急実態調査の中だけでも176人に上っております。国に対し、自立支援どころか自立破壊の応益負担の撤回を求めなければなりません。

そうした中、自治体で独自に利用料の負担軽減策を実施しているところは、東京都、京都府、横浜市、広島市など8都府県と244市町村に上ります。国への抜本的対策を求めると同時に、我が市においても実態をきちんとつかみ、当面、独自に利用者負担の軽減措置の拡充を図っていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

さらに、施設・事業所に対する報酬単価が引き下げられ、支払方式が月額制から日額制に変わりました。例えば通所施設の場合、月22日利用、94.5%の利用率で設定されております。このため、福祉の現場はかつてない混乱と危機的事態に直面をいたしております。さきの実態調査でも、身体知的障害者施設では回答を寄せた全施設で減収となりまして、前年度比収入減が平均1割から2割、中には4割を越す施設もございました。

10月実施の新事業体系に移った場合、さらに大幅な減収となることが見込まれます。その結果、全国の施設で夏休みの削減、土曜日の開所、旅行の中止、またやむなく職員を犠牲にしての事業の存続をかけた深刻な対応策に追われる実情が浮き彫りとなってきております。

もともと障害者施設は、低賃金の職員や非常勤の職員によって何とか支えられてきていますが、この減収による当事者へのしわ寄せ、職員へのしわ寄せは事業そのものを成り立たなくさせることとなります。これは、ひいては障害者の行き場がなくなるという深刻な状況を生み出しかねないものとなっております。

市として、施設事業者への影響をどう見ているのか、どう今後対応していくのか、お尋ねをいたします。

最後に、障害程度区分認定についてお尋ねをいたします。

障害者自立支援法で新たに組み込まれたもので、一次判定として介護保険の要介護認定の79項目を基本にして、障害の特性をあらわすために追加された27項目の計106項目によるコンピューター判定がこの区分認定については行われます。この区分認定は、介護保険のようにサービスの利用料の上限を定めるものではなく、支給決定を行う際の勘案事項の一つとされておりますが、サービス支給に大きな影響を与えるものでありまして、必要な福祉が提供されるようにしていかなければならないと考えます。しかし関係者などからは、例えば知的障害など、その特質、理解力、あるいは判断力、コミュニケーション、社会性が判定されないのではないかといった不安が出されております。

より正確に状況が反映されるように取り組んでいただきたいと思いますが、どのようにお考えでございましょうか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしく御回答をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 9番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、今後のまちづくりの推進方策についての御質問にお答え申し上げますが、まず、市民参画と協働への具体的な取り組みについてでございますが、私は、市長就任以来、常に市民が主役と申し上げ、一貫して市民の視点に立った行政運営に努めてまいりました。この市民が主役のまちづくりを進めていく上では、市民の皆様の声を十分にお聞きし、広く市政に反映することはもとより、市民の皆様と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担し、手を携え、協力して取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、従前から地区懇談会の開催や出前講座の実施、あるいは市長提言箱の設置などにより広聴機能の充実を図ってきたところでございます。昨年度策定した第三次防府市総合計画後期基本計画におきましても、市民アンケートや地区懇談会などの結果を踏まえ、まちづくり委員会で御意見をいただくなど、広く市民の皆様からの声を市政に反映するよう取り組んでまいりました。

今後さらに市民の皆様の声を市政に反映させるため、広聴相談システムの充実をはじめ、新たに地区担当職員制度の創設や移動市長室の開催などを予定しておりますが、今後も議員御指摘の点なども含めしっかりとした対応をしていきたいと思っております。

次に、パブリックコメント制度につきましては、市政の重要な計画の策定時や事業実施等に当たり、事前に案を公表し、それに係る市民の多様な御意見などをいただき、これらを考慮した上で意思決定を行うもので、意思決定過程における市民参加を進め公正性の確保や透明性の向上を図るものでございます。この制度は、市民参画と協働によるまちづくりのための有効な手段の一つでありまして、今後、早急に制度化に取り組んでまいりたいと思っております。

また、住民投票条例につきましては、所信表明でも申し上げましたが、選挙後に改めて制定に向けて準備するよう指示しており、9月定例会市議会に上程を予定いたしております。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 住民参画という言葉、協働というそういう動きが大変全国的にも広がってきておりますが、この住民参画を進めていく上で非常に大切なことは、情報の公開とその、市民との共有であるというふうに考えております。行政の透明性があるこそ住民との信頼関係が生まれるわけございまして、この点について市としてはどのよう

にお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、情報の公開、情報の提供ということは、極めて大切なことであると思っております。今日までももちろん市広報等を通じて詳しくいろいろな事柄を、行政改革の問題あるいは合併の協議時における協議会の協議事項の内容等々についても、詳しく御説明をしてきたと思っております。まだ情報の公開、提供が不十分であると、あるいは情報がしっかり入っていないというような御指摘が今回の選挙時にも言われたことが、私からしますとむしろ不思議なぐらいで、あと、どういう部分をしていったらいいのかなどさえ考えているぐらいのところでございます。今、壇上で申し上げましたような、ことし新たに考えていこうとしておるような市民の皆様との触れ合いにいたしましても、情報の御提供、情報の公開の一助に間違いなくなっていくものではないかと、そんなふうにも感じておりました。これからはしっかりいろんな角度から情報公開に向けて、あるいは情報のしっかりした提供に向けて努力してまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） これまでもやってきたし今後も努力していきたいというお話でございましたけれども、1つ例を出していきたいと思うんですが、先日も一般質問の中でニセコ町のお話でございましたけれども、北海道ニセコ町にはまちづくり基本条例が制定されております。この中で情報の共有と住民参加、このことがとても大事だということで、ニセコ町では次のように説明がされております。非常に大事だと思いますのでちょっと読ませていただきます。

「まちづくりの大切な基盤が情報共有です。まちづくりにかかわる情報は町民の共有財産です。町民の間でまちづくりに関する情報が共有されていなければ、住民参加も意味をなしません。この条例では、情報共有と住民参加を車の両輪に同じと考え、一体のものとしてまちづくりのための重要な原則と考えます。同時に、これらにかかわる基本的な権利の保護に努めます」、こういうふうに説明がされておりました。そのための制度として4つのことが提起されているんです。1つは、町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供する。それから2つ目に、町の仕事に関する町の会議を公開する制度。それから3つ目に、町が保有する文書、その他の記録を請求に基づき公開する制度。4つ目に、町民の意見、提言などがまちづくりに反映される制度。こういう4つのことが、こういう制度が総合的な体系をなすように努めるといふふうに努力がされております。

私は、このニセコ町の例えば、それではその1年間の予算を市民にどのように公開して

いるかということが大変気になりましたので、インターネットで調べてみたわけですが、二セコ町では町民一人ひとりに予算説明資料を配布して、この説明資料というのが「もっと知りたいことしの仕事」と、こういうタイトルで冊子ができているわけですが、これを各戸に配って、ことしはこんな仕事をしていくんだと。その内容も少し見ましたけれども、この事業で国から補助金が幾ら、北海道の補助金が幾ら、町はこのくらい負担している、それからどのぐら利用があってどういう事業なんだということが本当にわかりやすく説明がされております。本当に町民にとってはわかりやすいものではないかというふうに思いますね。

ですから、例えばこういうこと。情報をしっかり出していると言われますけれども、市民にとってはなかなか情報をまだ知り得ていない状況にあるのではないかというふうに私は思いますので、1つ提案をさせていただきます。

我が市においても、情報共有化について、公開についてどうあるべきか、これから懇談会等も開かれるようですので、さらに検討を重ねていただきたいというふうに御要望しておきます。

また、もう一つ例を挙げたいんですが、審議会のあり方についても御提案をさせていただきます。

これは、東京都狛江市なんですが、市民参加と市民協働の推進に関する基本条例をつくっております。この基本条例の中で、審議会にかかわって、こういう条文を持っています。例えば、審議会等の委員について、「委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及びほかの審議会などとの兼職状況などに配慮するとともに、市民委員のうち全部または一部を公募により選考するように努めなければならない」、市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会の構成については、ここまできちっと条文化しているんですね。そしてさらに、「構成員に公募市民委員がない場合は、その理由をも公表する」ということも条文化しています。会議の公開についてはもちろんであります。

ですから、審議会のあり方一つとっても、市民の立場でどういった審議会をつくっていったらいいのかということを考えたときに、この狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する条例をつくっていく場合でも、大変な議論がされたというふうに聞いております。何度も市民参画の委員会で検討されて、その結果こういう条文になったというふうに聞いておりますので、大いにこの点でも議論を重ねていただきたいというふうに思います。

住民投票条例でございますけれども、今後9月上程ということで具体的な検討に入っていられると思いますが、市民参画、市民自治の充実を図るという上で、どのような常設型の条例を考えておられるのか、御見解がございましたら御答弁をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 今、選挙が終わりまして改めて制定に向けて準備するよう指示をいただいております。その中身でございますけれども、昨日申し上げましたように、条例の形式については常設型をと思っております。また、対象事案につきましては、市政運営上の重要事項といったところで、昨日も申し上げましたが、例えば合併もしかりでしょう、あるいは区域区分、いわゆる線引きの存廃もしかりでしょう、そういったものについては重要事案としてというふうに思っております。

そのほかの項目といたしましては、いわゆる請求権、あるいは発議権者の定義、住民、議員、市長等々の定義をきちんと決めなくてはいけないというふうに思いますし、また投票の資格者を何歳からにするのか、あるいは外国人も含めるのかといったようなことも検討課題でありますし、設問については通常二者択一と言われておりますけれども、果たしてそれがいいのかといったことも項目であります。それから、何よりも大切なのは成立の要件の設定、投票率をいかにするのかとか、結果の取り扱い等についてどのようにするのかといったことが、いわゆる条例の条文の項目になるものと思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 今後の検討がされるようですので、少し要望も含めて意見を申し上げたいと思います。

1つは、投票の成立要件ですけれども、全国でいろいろ見ておりましたら、投票率が50%以上というところが非常に多いわけです。じゃ実際に住民投票が施行されまして、この投票率50%のさまざまな問題点が浮き彫りになっているのではないかというふうに思います。岩国市も50%ということございましたけれども、余りにもハードルが高くて、投票率が50%に届かないということは十分にこれまでのさまざまな選挙の状況を見たりしますと予想できることで、せっかく市民が投票に行っても、例えば資格者の有権者の49%、防府市でいけば49%ですから4万数千人になりますかね、その市民の声が届かないということになりまして、やはりハードルが高過ぎるのではないかというふうな懸念を持っております。

徳島県の吉野川可動堰をめぐる住民投票を覚えていらっしゃると思いますが、大変激しいボイコット運動が展開をされまして、投票率は辛うじて50%を超えたものの、投票の中身を見てみましたら、90%が可動堰反対票、賛成票は10%、こういう結果で、賛成の方はほとんど投票に行かなかったというふう言われております。やはりせっかく住民投票を行っても住民の意見が十分投票に反映しないことになりまして、住民投票の意義が

薄くなることになるのではないかというふうに思いますので、この投票率50%という高いハードルをもう少し引き下げていくということが必要ではないかというふうに思います。

いろいろ全国の状況を見ましたら、例えば3分の1以上という例、埼玉県の富士見市などそうですけれども、少し下げて住民の皆さんの声を反映できるような状況にしている例もございますので、それを一つ検討課題にさせていただきたい。

もう一つは、投票資格者です。これは、いろいろ見ておりましたら二十以上というのが多いんですけれども、最近では18歳以上という、16歳というのを検討したところもありまして、若い人たちが16歳といいますと高校生、18歳も高校生か大学生ぐらいですけれども、若い人たちが市政に参画していく、そういうことをきちっと受けとめていく意味でも、二十ではなくてもっと年齢を下げていくことが大事ではないかというふうに思います。

そういう意味で、全国的にもいろんな取り組みや条例化もありますので、検討されて、ぜひ最大限、住民の意志が反映されるように御検討をお願いしたいということで、これは要望にかえさせていただきます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） それでは、2番、障害者自立支援法の実施に伴う影響について、健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） それでは、障害者自立支援法の実施に伴う影響についてお答えをいたします。

本年4月から施行となりました障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援を目的に提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たに共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することを目的とし、原則として、福祉サービスに要する費用の1割を利用者が負担することとなる法律でございます。

御質問の利用者負担の軽減措置の拡充についてでございますが、この制度の趣旨は、福祉サービスに要する費用を皆で負担し、支え合うという仕組みであること、また利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担があります。したがって、市といたしましてはこの制度に基づく利用者負担額については、市の単独助成を行うことは適切ではないと考えております。また、食費等の費用につきましては、在宅でサービスを受けておられる方との均衡を図るために自己負担が生じておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、施設・事業所に対する報酬減の影響と今後の対応についてでございますが、施設の報酬につきましては、平成18年10月からの新たな事業体系への円滑な移行を図るた

め、本年4月から支援費対象施設等の報酬体系が見直され、報酬単価の設定に当たっては最近の物価水準の動向や経済情勢を踏まえ、全体で1.3%減の報酬改定が行われるとともに、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる日払い方式に見直しが行われております。

本年10月から現行の施設運営から障害者自立支援法の新体系へ移行するには5年の経過措置がございますが、障害福祉計画の数値目標では、一般就労や地域生活への移行を進めるという視点から、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本として地域の実情に応じて目標を設定するなど、施設におかれましては厳しいものがございますが、しかし事業運営が不安定とならないよう、定員と実際の利用者数の取り扱いを柔軟化し、定員を超えて利用者を受け入れることを可能としており、施設の利用率向上を図る見直しが行われております。

市といたしましては、各施設と新体系への移行について十分協議を行い、施設運営安定のために相談体制を強化してまいります。

また、障害者自立支援法施行後の現状につきまして、施設等の事業収入は報酬改定や利用実績の日払い方式の導入により、前年度の3月分と本年4月分を比較しますと、40施設の平均で1施設当たり約9万5,000円の減額となっておりますが、先ほど申し上げましたように、各施設と新体系への移行について十分協議を行い、施設運営安定のために相談体制を強化してまいりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、障害程度区分認定についてでございますが、自立支援給付の介護給付を希望される身体・知的・精神の3障害の方を対象に、支給決定手続の透明化・公平化を図る観点から、市においてサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、また障害福祉サービスの必要性を明らかにし、障害者の心身の状態を総合的にあらわすために障害程度区分を設定することといたしております。

認定審査会におきまして106項目の調査に伴う障害者の方の具体的状況を記載した特記事項や、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など医学的知見によります医師意見書を参考にいたしまして、障害程度区分の認定を行っております。

国において、試行事業で得られたデータの分析結果、さらに有識者等の意見を参考にし、3障害共通の介護給付に関する障害程度区分基準が策定されておりますので、障害程度区分の認定制度は十分に機能しているものと考えております。

しかし、現行の調査項目が、知的障害者の方について十分に対応されていないことを判断できるものがございましたら、国に対し適切な対応をされるよう要望してまいります。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 今の答弁を聞いておりました、まさに国の説明を聞いているような感覚に襲われました。本当に福祉都市宣言を掲げる市の御回答とは思えない、血の通った御回答とは思えない。私は最初に、市民参画のまちづくり、市民の声が活かされたまちづくりをどのように進めていくのかと。市長は、市民の声をしっかりと聞いたまちづくりを進めていきたいと言われたんですが、これは本当に障害者の方々がただいまの答弁を聞かれたら、悲しまれることではないかというふうに思います。

昨日もNHKでやっておりましたけれども、いかに障害者の方がこの法律のもとで、本当に自立支援どころか自立破壊、自立を妨げる法ではないかという抗議をされておりましたけれども、防府市内でもさまざまな形で本当に困っておられる方が多いわけですね。

一つ一つお尋ねをしたいと思います。部長さんにお尋ねするのも本当に大変……。この制度改定で国の負担軽減策がとられておりますけれども、実態として、この負担軽減策でサービスの後退はないと。国は国会では政府答弁は、サービスの後退はしないという、そういう答弁だったんですが、サービスの後退はないと言えるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 現時点では、4月から新制度が開始されておりますが、福祉サービスの後退はないものと考えております。

ただ、議員御指摘のとおり、問題が生じるようなことがございましたら、この場合には他市と連携をして国に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 現時点で問題はないという御回答でございましたけれども、私は市内の障害者の方、それから施設の方にも参りまして、実際の状況を聞いてまいりました。市としても実態調査をされたというように聞いておりましたので、まさかこういう答弁がくるとは思いませんでした。しかし、実態はこうなのだということを私どもの立場から御紹介をしなければならないというふうに思います。

利用者の方々の負担増の例です。仮にAさん、Bさん、Cさんといたしますが、通所授産施設に通っておられるAさんは、脳性麻痺のために一人で借家を借りてお住まいですが授産施設に通っておられます。工賃は3万9,000円です。本人の収入は年金と合わせて約9万円になります。ところが今までは利用料がかかりませんでした。今回7,500円の負担、そして通勤費4,000円、プラス今までは給食負担がございましたけれども、それがかかるようになります。つまり今までの負担が全くなかったと

ころから1万1,500円と給食費の負担をすることになります。9万円の収入でこの負担増は大変なものがあります。しかもさまざまな生活環境の変化で家賃等も値上げがされてきて、どうしてこれから生活をしていくのか、いけるのか大変不安に思っておられます。自立を目指して頑張ってきたけれども、こういう状況では人並みの生活もできないということをお訴えておられました。

Bさんです。授産施設です。これは入所型の授産施設ですが工賃が約3万円です。障害基礎年金2級月額6万6,000円余り、合計9万6,000円の収入です。これまでは利用料が1万円強ありましたが、今回6万円を超える負担となりました。9万6,000円の収入で6万円を超える負担、この方は工賃3万円を上回る負担をしなくてはなりません。30年以上自立を目指して頑張ってきた。その結果、やっと工賃も3万円になりました。しかしその3万円の負担を超える利用料、利用料は6万円を超えます。この方は障害のために月3回から4回は通院しなければならない、こういう状況です。どうやって、家族にも負担をかけないで、自分で頑張って自立の道へと奮闘してこられたこの方が、6万円の利用料を前にして愕然とされております。

Cさんです。この方も入所型の授産施設ですが66歳。工賃は4,000円から5,000円になります。障害基礎年金1級で月の収入は約8万7,000円です。ところが利用料が6万6,000円かかってくることになりました。老後の不安もありますが、持病の糖尿病のために保険外の医療費の負担もあります。これからどうしていいのかわからない、こういうふうにおっしゃっています。

これらの方々に市はどのように説明をしていくのか、このことが今、問われているのではないのでしょうか。

事業所です。通所の授産施設で事業所の運営が今後どうなるか、こういう試算をされたお話を聞きました。職員数が今回の法改正で施設利用者3.7人に対し職員配置1人から、自立支援法では施設利用者10人に対し1人になります。そうすると、現在の職員数を維持するためには定員を増やさなくてはなりません。しかし現実には増員を計画してみても、交通費を負担してまで施設利用負担金を負担してまで、授産施設利用を希望する障害者はいないのではないのでしょうか。仮に増員できたとしても、今の授産の設備で工賃収入を大幅に増やすことは不可能に近い。結果として今の工賃収入をさらに増やした人数に分けることになりますので、さらに工賃が低くなるという可能性が出てまいります。

この施設の場合、自立支援法で計算をいたしますと、これまでは大体4,000万円弱の収入がありました、施設に対して。ところが自立支援法のもとでは1,000万円以上の減額となります。このために施設としてはどうすればいいか。職員を減らすほかありま

せん。しかしどの職員をリストラするか、本当に困っておられます。これから資質の高い職員の確保、今の福祉施設の職員の方は本当に大変な状況のもとで、収入も本当に高いというわけではございませんので、頑張っておられるわけですが、さらに低く人件費を抑えなくちゃいけない。この施設の所長さんは、第二の朝日訴訟が起こっても不思議ではない今の状況ではないかというふうに訴えておられましたけれども、施設にとっても利用者にとってもこういう実態があることを、まず市はきちんと受けとめるべきではないでしょうか。

本当に自立支援法がもたらす影響というのは、防府市だけではございませんで、全国に広がっています。昨日のテレビでもそうでしたけれども、まさに自立を妨げる状況になっているのが実情ではないかと思うんですね。

それでちょっとお尋ねしたいんですが、現在、個別減免、社会福祉法人等減免など、軽減措置を受けておられる方は防府市にどのくらいおられるのか、そして重い利用料に通所を断念したり、あるいはサービス利用を減らしたりする状況が生まれているようだけれども、全国的にはですね、防府市ではどのような状況になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） かなり厳しい状況であるということの例示がございましたが、御質問のまず個別減免のことですが、在宅サービスの方には制度上、個別減免はございませんので、施設サービスの方のみで見ますと4月現在で247人中135人の方です。それから社会福祉法人減免につきましては、在宅福祉サービスの方は367人中4人の方、それから施設サービスの方では247人中17人の方がそれぞれ減免を受けておられるのが現状でございます。

次に、通所の変化が生じているかどうかということですが、18年3月とこの18年4月を比較いたしますと、福祉サービス利用者は入所通所を合わせて現在8名増となっております、特にサービス利用の変化は生じていないのが現状でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） ただいま事例を示しましたように本当に大変な状況があるということで、私どもぜひ根本的には国の法律を変えていくことが大事だというふうに思いますが、しかしそれまで待てない状況が今、市内の障害者の方々に広がっているというこの重みを市が受けとめていただきたいというふうに考えるんです。

私は、独自減免をやっているところが、壇上でも申し上げましたように全国では244あると言いましたけれども、それではどういう議論がされてその独自減免をされるようになったか。東京荒川区の例を調べてみました。

ここでもやはり昨年12月議会では、執行部の方からこういう答弁があるんですね。原則1割負担であるが、さまざまな負担軽減のための減免措置を国が講じているので、定率負担導入で大きな負担増と自立を阻害しかねるような状況にあるということはないと考えていると。要するに国の軽減策があるから大丈夫だという、こういう答弁だったんです、12月は。ところが新年度に至って、この東京荒川区では独自軽減を東京都の自治体の中でも先進的な例だと思いますが、独自軽減策を打ち出してきました。

その理由は、やはり実態を調査されて、こういうふうに説明されております。1つは、在宅サービスの利用者については収入の認定範囲は本人から同一世帯に拡大されるが、家計の実態はこれまでと何ら変わっていない。負担は増えるけれども、実際に家庭の収入は全く変わっていないどころか、むしろ減っている状況があります。

それと2つ目に、現在ほとんど利用者負担が無料であることを踏まえると、国及び東京都の利用者負担軽減策のみでは家計に与える影響は極めて大きいと、その施策の必要性を強調しています。こういう状況です。

ですから、きちっと実態を踏まえながら、しかしこの障害者の方々に今、何が必要かということを実際に考えられると、この東京の荒川区のような、当然こういう姿勢になっていくのではないかというふうに思います。財源がないわけではない、予算がないわけではない。昨年の決算を見ましても8億円を超えるお金が黒字としてあるわけですから、そういうお金をどういうふうに、困っておられる方に施策としてやっていくかということは、非常に大事なことではないかというふうに思います。

それでお尋ねしたいんですが、負担軽減措置をとるための財源の問題なんですけれども、障害者自立支援法になって財源構成が変わりました。これまでは国が2分の1、市が2分の1でしたけれども、今度は自立支援法のもとでは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と、市の負担が半減いたしました。年間予算で見ると、どの程度市財政の負担が縮小となるのか、まずお尋ねをしたいと思えますし、10月からの制度内容が非常に不確定な部分はありますが、何らかの市財政軽減措置がとれないかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今、御質問にございました旧支援費から今度は負担が変わるのでということですが、実は国の負担につきましては、障害程度区分ごと

に負担基準額を設定いたします。そしてその障害程度区分ごとの利用者数をそれぞれ乗じたものを国庫負担基準額として定めております。この負担基準額に負担率の2分の1を乗じて国が負担するということになっております。しかし、国のこの基準額にかかわらず、福祉サービスを提供することが市として可能とされておりますので、障害程度区分ごとに国の基準額を超えて福祉サービスの支給決定を行った場合には、基準額を超えた部分については市の単独負担となります。2分の1の財源がそのまま残らないという状況が十分に考えられるわけでございます。

また、一方で地域生活支援事業の補助金につきましては、統合補助金として配分比率が、任意事業を実施するに当たりまして、負担率どおりの補助金が交付されないことが予想されますので、結局、市の単独分がその分だけ増加になるということでございます。

市といたしましては、今後障害者の自然増による事業費の増など、長期的に判断をいたしますと、福祉サービス運営の維持、確保のためにも、市の独自減免につきましては現時点では難しいものがあると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 最後に市長さんにお尋ねをしたいと思います。松浦市長はさまざまな障害者団体の会長も歴任されたこともございますし、大変お詳しいというふうに認識をいたしておりますが、自立支援法施行後のこういう状況の中で、こういった障害者の方々に対して市として何らかの対応をしていかなければならないのではないかと、私はそう思いますけれども、市長のお考え、御見解を最後にお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は今日まで全国市長会の特別委員会とかいろいろなところで、そうたびたびは出席できないんですけども、行ったときは、いつも厚生省の担当の方と、主として障害者自立支援法の事柄について、あるいは介護保険との一元化の問題等々についてやり合っているのが、私もその中の一人でございます。したがって、現在の障害者自立支援の名のもとにさまざまな支援策が出てきておる事柄が、本当に障害者にとってよりよい改善になっているのかどうかということについては、私も大いに疑問をいろいろなところで感じております。

したがって、これからも国に対しては強く要望、発言していくと同時に、先進の自治体の事例もいろいろ研究させていただいて、防府市としての何らかの形がとれるように検討に入らなくてはならない、そういうふうには自分なりには感じておるところでございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 最後、意見を述べさせていただきますが、障害が重い方ほどサービスが当然多くなりますし、この自立支援法のもとではこのサービスを益、応益とみなして負担がかかるわけです。こういうふうな障害者福祉サービスを行っている例は世界に日本しかありません。大幅な福祉の、社会保障の後退だと言わざるを得ません。

国がこういった形で法律を施行してきたときに、じゃあ、だれが一体守るのかということなんですが、やはり私は自治体の役割だというふうに考えております。市民参画、協働、これはやはり市民の皆さんのしっかりとした声を聞く、その土台の上に成り立つことですので、ぜひともこの実態調査をしっかりとされて、この方々の声を活かしていくように努力していただきたいというふうに強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で9番、山本議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は27番、山田議員。

〔27番 山田 如仙君 登壇〕

27番（山田 如仙君） 政友会の山田如仙でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

競輪事業につきましては、昭和24年、宮地市長時代に開設されたと思っております。当時の市政財源として、特に教育行政の財源との思いで開設されたと聞いております。

競輪事業の経営改善、特別会計の健全化、防府競輪事業のことについて、防府市競輪場の開設は昭和23年8月10日、自転車競技法が公布され、この競技法は自転車の改良、増産により国内の需要を満たすとともに、地方財政の増収を図るため施行されたものであります。昭和24年5月30日、防府市は自転車競技法第1条による認可を受け、6月、商工課内に競輪係を設け、7月に競輪局に昇格して開設されました。市設グラウンド1万3,000坪のうち1万坪を競輪場として改造し、残り3,000坪は隣接地3,000坪を拡張して6,000坪の野球場が併設されました。

防府市競輪場は、小倉、大阪住之江などに次ぐ全国で12番目の競輪場で、中国唯一の施設でありました。第1回競輪開催は昭和24年9月22日から26日までの5日間開催されました。2万4,254人の入場者、2,038万4,400円の売り上げで、第2回の競輪開催は6日間開催され2万2,725人が入場、第3回の競輪開催は8日間開催で3万6,324人の入場者があり、総売上金額は9,580万4,300円で、306万4千円の収益を市にもたらしました。当時、この防府市の総事業費が、昭和24年

が1億8,000万円と聞いております。

地方財政の増収を図るために施行された競輪事業、防府市競輪は本年で57周年を迎え、過去において社会貢献、教育関係、福祉関係等の財政支援をもたらしました。最近の競輪事業は、娯楽提供以外に、雇用を支える地域の産業としての事業の一つであります。経営的には厳しい事業の環境で、競輪事業としての他の公営競技施設の経営不振の状態のある中で、本市においても経営改善対策に取り組み、事業の安定策が必要であります。

競輪事業は、全国的に厳しい状況の中で、防府競輪においても、小さくて、元気で、光った防府競輪事業で発達をしてもらいたいと思います。本市においては、健全な財政運営、特別会計の健全化、競輪事業の経営改善について推進計画に取り組みられています。

そこで、競輪事業の現状についてお尋ねいたします。

最近の本場開催の総入場、そして総売上、総収入はどのようになっているか。

第2に、防府競輪場の基盤強化の取り組みについては、どのような改善対策がなされているか、お尋ねをいたします。

3番目として、今年開催されるふるさとダービーについてお尋ねします。防府競輪のPRを全国に発信して、競輪事業の基盤強化対策、均衡のとれた市財政の運営に貢献してもらいたく思っております。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 27番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 山田議員におかれましては、競輪事業に常日ごろから御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

それでは、御質問の競輪事業の現状につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

入場者数と車券発売金収入につきまして、この3年間の推移についての御質問でございますが、まず、本場開催70日における入場者数につきましては、平成15年度が9万1,000人、16年度が8万4,000人、17年度が7万8,000人と減少しておりますが、逆に車券売上金収入になりますと、平成15年度が9億6,000万円、平成16年度が約10億8,000万円、平成17年度が約11億5,000万円と、年々増加いたしております。その結果、平成17年度の歳入歳出決算につきましては、約3,800万円の利益を計上しているところでございまして、平成15、16年度と比較いたしますと、格段の収支改善がなされているところであります。

次に、競輪事業の基盤強化への取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

収入と支出の面がございまして、まず支出につきましては、これまでもあらゆる面で開催経費の削減に努めてまいりましたが、今後も引き続き経費削減に取り組んでまいります。

収入につきましては、売り上げ増加と収益確保のため、昨年度実施いたしました若獅子賞などの企画レース、魅力あるイベント、ファンサービスを実施するとともに、ファンの皆様に快適な環境で競輪を楽しんでいただけるよう施設整備にも力を注ぎ、収入増に結びつけるよう計画的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ふるさとダービー防府への取り組みにつきましては、市制施行70周年の節目の年であります本年11月2日から5日にかけて、4年ぶりに開催をいたすこととなっておりますが、売上目標を140億円に設定し、その目標達成のため、現在、場外発売場の確保とファンの皆様に満足していただけるイベントの実施につきまして、細部の調整をいたしているところでございます。また、これを機に、我がふるさと防府を全国に向けてPRしていきたいと考えております。

競輪事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下でございまして、さらなる発展を目指して取り組む所存でございますので、議員におかれましても引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） どうも適切な御回答ありがとうございました。

私はこの観音寺の競輪事業の内容について、これを見たので、この競輪事業は、よく市長が言われますが、転ばぬ先のつえということで、これが2年連続赤字で5億6,000万円というような赤字を出しております。この赤字対策について、ここはこういうふうに書いているんですね。黒字を見込める競輪事業や場外発売を全国にPRし、収支の均衡を目指したいと、こういうふうに書いている。これを先にやっておいたらこういうことはなかったんじゃないかなと、こういうふうに思って、これは防府競輪におきましても、しっかりとした対応をしてもらいたいということで質問に立たせてもらいました。

競輪事業の現状で、今、全国に47場、施設があります。今、4,000人の選手が全国にあります。全国の競輪協議会においては、大きな組織であります。そして我々が運営がしっかりしていないと、防府競輪が悪くなったからといって、はい、さよならというような事業では決してございませぬ。そういう意味におきまして、今から再度質問をさせていただきます。

この経費節減の状況について、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

本場、場外の職員の配置、開催に合わせた勤務時間等の状況について、ちょっとお尋ね

をしたいと思います。人件費について、職員の給料、手当、時間外、職員数、これの13年から18年への経費節減の状況をちょっと教えてください。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 職員給与、手当から申し上げたいと思いますが、平成13年が約でございますが1億1,700万円、それから14年が9,600万円、15年が8,300万円、16年が6,900万円、17年の決算では7,400万円という状況になっております。それから、そのうちの時間外手当の内訳でございますけれども、13年が約3,100万円、14年が2,500万円、15年が2,000万円、16年が1,300万円、17年も約1,300万円という状況でございます。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） それと、開催にあわせて窓口業務のことですが、これの従業員の人数と賃金、これも13年から18年に大分改革なされたと聞いておりますが、その状況についてちょっと教えてください。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 従事員でございますが、13年の時点で約230人おいでございました。17年度末では約166人という状況でございます。年間約300日程度開催をいたしておりますんですが、その中でその執務に当たっていただくのは約170日という状況を設定いたしまして、いろんな業務にも当たっていただくということで適正配置に努めているところでございます。

また賃金の方でございますが、13年度は約1億円、17年度におきましては約6,000万円という状況に相なっております。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） これを踏まえて、受託料、これは開催に伴う受託の主なものの状況についてちょっとお尋ねしたいと思いますが。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 主なものを申し上げますと、一番大きなのはいわゆる記念レース等々でございますけれども、衛星放送のテレビ放映、これがございませんと各方面からイベント等も集まってまいりませんので、そういったものが多うございますし、また場内警備、それから場内の清掃等々もそこそこある状況でございます。それからまた、場内には投票関係の機器が多種ございますので、その機器保守料等も非常に大きなものじゃないかなというふうに思っております。

あと、いわゆる協力会という組織をこさえておりますので、そういった組織の委託料及

び現金等を輸送いたしておりますので、現金輸送経費等々の委託料、そういったものが主なものというふうに申し上げさせていただきたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） 経費節減に努力されているようで、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、競輪事業の運営状況についてちょっとお尋ねをいたします。

この防府による開催の収支状況、兼ねて入場の推移、市の発売金額、収支状況の中の入場者の推移、それから車券発売金額、これは14年から17年までの状況と、それから、これ、大事なんです、場外発売の開催の発売状況、これは場外の発売日数とそれから貸付料収入等による状況、14年から17年までの状況についてお尋ねをします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 前段申しわけございません。聞き漏らしておりましたので、後ちょっと教えていただければと思いますが、一番最後の御質問でございましたんですが、場外発売の貸付料、場外発売の日数から申し上げますと、14年が175日でございまして17年度は232日という状況でございます。大体、貸付料収入につきましては、14年度が3億9,000万円ぐらいございましたが、15年度以降は約3億3,000万円程度で推移をしておる状況でございます。

申しわけございません、前段。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） 今、お聞きしたのはこの防府で開催されるF1、F2、この改善が最も大事になってくるかなと、こういうふうに思っています。それはF1、F2は防府での開催は運営資金というか、経費その他がたくさん要りますものですから収益が上がらない。どうしたらそこを増やして、しっかりとした競輪運営ができるか、ここに尽きるんです。これはよそも皆そうだと思うんですが、このF1、F2の人気のないのはどうしてかなというふうに思って、いろいろどこの開催地も研究なさっているようでございますが、防府においてはこれは3点セットとありますが、場外売上の収益とそれから記念競輪のふるさと事業の収益、それから本場開催、これですねF1、F2、この防府市で開催する収益が非常に少ない、こういうことの、このセットの中で、今、防府市は頑張っ、きっちりと黒字かなというふうに思っております。

ここで、このF1、F2の本場開催をどうしたら防府がこの開催に利益が上がるようになるのかなというような対策というか、それを何かお考えになっておりますか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 御質問のように、F 1、それからF 2、S 級、A 級でございますけれど、年々落ち込みが続いておる状況でございます。これは防府競輪のみならず全国47場同様の状況でございます。F 1、F 2で収益が上がっておるといのはごくごく限られた今、場でございまして、その赤字と申しますか、そういったものの穴埋めを記念競輪等々でいたしておるのが現状でございますけれど。

ただ今年度から、F 2につきましてはいわゆる経済産業省等々に要望をいたしました結果、一節ほど削減が認められておりまして、実は今年度はG 2以上をやる場についてはこれが対象になりませんので、すなわち11月のふるさとでございますけれども、今年度は対象になりませんが、一番大きな赤字といった収益状況の悪いF 2については、状況的によくなるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今までの経営改善の中でもやっておりますように、F 2開催時におきまして10レースでございますので、11レースを併売という形で、他場のS 級を11レース分を売っております。これは10%の収益がございますので、そのまま経費、かからずにできるわけでございます。そういったことも頑張りたいというふうに思いますし、またF 1についても、他場に売っていただくレースが防府競輪にも数レースございますので、そういったものを広げていくこと、最終的にはいわゆるG 2、それからG 3の記念レース、そういったもののいわゆる防府競輪を売っていただく場数をできるだけ増やしていこうという状況が肝要ではないかなというふうに思っております。

ただ、競輪界は他のいわゆる公営競技とちょっと様相が違いまして、非常にいい状況にありますのは、50場が47場に減ったというふうな状況ではございますけれども、まだほかの公営競技からするとたくさん場があることが強みでございます。というのはお互いに協力をしながら売り上げを伸ばしていく。うちのレースも売っていくような状況をつくっていくし、また他場のレースも売らせていただいて施設貸付料で収入を上げていくと、そういう条件が整っておりますので、これからは営業活動が非常に重要であろうというふうに思っているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） この改善策の中に、何点か私も考えてみまして要望しておきたいと思うんですが、今、女性客の女性層、若年層の取り込みが非常に少ない。これはファンの環境その他あると思うんですが、そういうものの対策について何か考えておいでになるかと、それが1点。

それから、インターネットによる投票、そういう発売状況等が組み入れられているかどうか。

それから、これは同僚議員の中にマツダの自動車の社員の方もおいでになりますが、私は企業杯というか、企業についての開催する企業のレース、例えばマツダ自動車さんが新車会とかというようなのと同時に開催して、マツダの車もいただけるからいい選手がたくさん来るかなと、こういうような思いで、こういう開催について、何かお考えがあるかどうか、そういうことについてちょっとお聞きしておきたいと、こういうふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほど市長がお答え申し上げましたように、入場者数が減っているということは、これ厳然たる事実でございます、全国的にそういう状況でございます。

そこで、女性客においでいただくということも場内が華やぐというふうな意味も込めまして、重要なことではないかなというふうに思っておりますが、これも昨年来、一昨年来から取りかかっております施設環境の整備、いわゆる客だまりの改修や、昨年の予算でございますけれどもことしまだ繰り越しをいたしておりますけれども、禁煙室の設置、それから食堂、女性の方が入りやすいような食堂の改修というふうなことで気を配っております。それから、年に1回でございますけれども、レディース教室というやつを開催いたしておりますし、そのほかにも初心者教室等もやっております、その初心者教室にも女性客の方がたくさんおいでいただいておりますので、そういったものを期待しておるところではあります。

それから、2点目のインターネットでございますけれども、このインターネットによる投票をやっておる場を聞いておるところでございますけれども、現状は今、防府競輪の場合はインターネットで実況中継が見られないという状況でございますが、ただ電話投票でございますが、これもかなりの収益を得ておりますので、いわゆるS級以上のレースのときには衛星放送を使いましての実況中継もやっておりますので、そういったところにも期待をいたしておりますが、何せ経費等も検討する必要がございますし、その経費と収益等々、考えて今後検討させていただきたいというふうに思います。

それから、企業等々に御協力いただきますそういったレースでございますが、先ほど市長が答弁で申し上げましたように、昨年は若獅子杯というレースもやっております、これはちょっと企業とは違うんですけれど、S級で今まで1回も優勝経験のない選手を集めてやったものもでございますし、また2年、3年ぐらい前からですか、スポニチ杯だとかまたボカリスエット杯だとか、アミノバリューですか、そういったスポンサーについていただいて、場内で景品をお配りしながら来ていただくというふうな、そういうレースもいたしておるところでございます。

なんでも聞きますところによると、今年からいわゆる法人がスポンサーというふうな条件があったわけでございますけれど、F2に関しては個人でもスポンサーになれるという状況でございますので、その点もどうぞよろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） どうもありがとうございました。

それからもう一つ、基盤強化の意味におきまして、地元選手の強化、やっぱり人気の選手が少ないように思いますので、こういうところにも力を入れていただければと。

昔、中野浩一選手が出たときには、防府競輪に来まして、中野が来たというので満員になったというような事例もありますので、長い目で見て、やはり防府における山口県の選手の選手強化というものについても、何かされたらどうかと思ったりもしておりますが、意見がありましたらお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 地元選手は45人、今、登録をしておいででございます、全国4,000名弱でございますので、47場で割りますと少ないという状況があるのかなと思います。特に84期の今、選手が2人ほど一番若手でございます、この7月6日に91期の選手がデビューいたします。A級で走るわけなんですけれど、6日からの防府競輪で。そういったことで、地元選手が出るということは、いわゆるF2に関しては点数とかそういったもので、どうしても選手知らないので変わるという傾向が出てまいりますので、売り上げにも響いてまいりますし、やはりそういった地元の選手が出るのが先ほどのF2の改善策じゃないんですけれど、重要なことというふうな状況がございます。

そこで、多々良高校については自転車部が廃部になりましたんですが、それを引き継ぎまして誠英高校で今、自転車部が活躍しておられます。競輪局の方も施設、バンクを貸したり、合宿等々のことで御協力申し上げたりしておりますので、どうかそういった地元選手が育っていただく環境ができればいいなというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） 本場開催におきましてはファンあつての競輪でございます。楽しくてレジャー的、そして防府競輪に行ったらおもしろいなというような改善がなされたらなと、こういうような思いでよろしく願いをしたいと思っております。

最後に、民間委託のことについて、防府においても委託の検討があるのかなのか。小倉におきましては、もう既に民間委託がなされたと聞いておりますので、そういうところについてお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、小倉の件についてお尋ねでございましたんですけども、小倉はこの18年度4月1日から3年間の契約で包括的な委託を実施いたしております。これを見ますと、いわゆる施行者そのものがやるものは、やはり例えば日取りの決定だとか、そういったものについては従来どおりやるようでございますけれど、いわゆるファンサービスだとか宣伝だとか場内の清掃だとか警備だとか、そういったもの、もしくは車券の販売、こういったものについては委託の対象になっておるということでございまして、平成15年4月からこれは法改正になりまして、委託ができるようになってまいりました。

そういうことで、実は小倉競輪と防府競輪等々のやはり場との違いがあるのかなというふうに思っておりますし、かなり小倉競輪はそういった販売手数料、経費がかかっておったんじゃないかなというふうにも見えてまいります。計画を見てまいりますと、手売りから自動販売機にかえておる状況がございますので、その辺の影響もかなりあるのかなというふうに思っておりますし、小倉競輪の特徴でございますね、防府競輪にそのままこれが対応できるかどうかわかりませんが、委託化についてはことしの課題として、4月に競輪局の方に、とりあえずことしは研究するように申しつけてございますので、そういう結論については近々、いたしてまいりたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 27番。

27番（山田 如仙君） 今、お聞きすると防府競輪も小さく光っているかなというような現状が見えてまいります。しっかり小さくても頑張っていたきたい、こういうふうに思います。

既に廃業というような、昔、旭川の動物園の一例があります。事業内容は違うんですが、彼らはアイデアをたくさん出し合って、一丸となって旭川動物園を立ち上げたという例もあります。防府競輪におきましても、競輪局の人間一丸となって、おもしろいアイデアを出して、しっかりと光った防府競輪に育ててもらおうようよろしく願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で27番、山田議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。15分から再開いたします。

午後 3時 4分 休憩

午後 3時15分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は29番、田中健次議員。

〔29番 田中 健次君 登壇〕

29番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は合併についてであります。

防府市長選挙は合併が最大の争点となり、松浦市長が3選を果たされた結果となりました。選挙結果を伝える新聞各紙の大見出しは、「単独市政松浦氏3選」、「合併推進の陶山氏破り」、「単独市政の訴え実る」、「単独派松浦さん制す」、「単独市政継続を信任」というように、単独市政という活字が紙面を飾りました。防府市民が合併でなく単独市政を選択し、松浦市長の続投を求めたという選挙結果であったと思います。選挙結果で示された合併反対という市民の民意を反映した市政運営を市長が進められることを期待するものであります。

そこで具体的な質問に入りますが、第1は、任期中の合併への対応についてであります。

選挙後にマスコミの取材等で、任期中の合併はあり得ないと答え、単独市政を貫く考えを示されました。これは選挙前の3月議会での合併の働きかけをすべき側は当方ではなく先方であり、当方から合併を働きかけることはないという市長の答弁の延長線上のものと考えていますが、任期中は単独市政を貫く考え方なのか、改めて議会の場で御見解をお伺いいたします。

第2は、住民投票条例についてであります。

選挙前の3月議会で、住民投票条例は早ければ6月議会での上程を考えていると答弁され、選挙後のマスコミの取材に対しても同様のことを発言されておりますが、この6月議会には議案の提出はなく、所信表明演説の中で9月議会上程を目指すと述べられました。

そこで、改めて条例制定の時期とその条例の骨子について、どういう御見解であるのかお伺いいたします。

第3は、県の合併推進構想案についてであります。

山口県は、6月20日に合併の新たな枠組みとなる山口県市町合併推進構想案を山口県市町合併推進審議会に示し、審議会は案を了承しました。県は県議会に報告後、7月中に合併推進構想を策定し、公表すると報道されております。構想案では、県内の22市町を9市に集約し、防府市は山口市、阿東町との合併の組み合わせが示されています。

市は、この構想案に対してどう対応するのか、御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化の問題は、単に平均気温が数度上がるというものではなく、世界各地でさまざまな異常気象を引き起こしていると言われ、日本もその例外ではありません。

2004年の猛暑、これは東京で70日、大阪で90日という史上最多の真夏日を記録しました。また史上最多の10個の台風の上陸などもありました。

昨年2月、京都議定書が発効し、地球温暖化への対応が求められています。しかしその取り組みは、クールビズに象徴されるように表面的な上滑りの感じがしてなりません。3月議会の施政方針では、昨年度に策定した防府市環境基本計画に基づき、環境負荷の少ない持続可能な社会の確立に向けた取り組みを進め、地球温暖化対策をも含め環境保全に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図っていくと述べられておりました。

防府市でも市の環境基本計画に基づいた具体的な活動が展開されることが期待されています。以下、3点について質問をいたします。

第1に、地球温暖化防止活動の具体化についてであります。

今年度は、地球温暖化防止活動として、どのように具体化していこうとしているのか、市のお考えをお伺いいたします。

第2に、事業者や市民への行動提起についてであります。

今年度の地球温暖化防止活動として、事業所や市民にどのような行動提起を市として考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

第3に、ハンドブック等による啓発・宣伝についてであります。

事業所や市民に積極的な活動を期待するためには、地球温暖化防止のための啓発・宣伝が必要になってくると思います。そのためにハンドブック等を発行する考えはないのか、お伺いいたします。

大きな3番目の質問は、下水道事業についてであります。

下水道は、衛生的で快適な生活を営む上で欠くことのできない都市施設であるとともに、河川や瀬戸内海の水質保全・向上を図る上で重要な事業であります。

防府市は、平成30年度までに市街化区域内を整備するという目標で事業を進められています。しかしながら、昨年12月議会の一般質問で指摘いたしましたが、公共下水道特別会計の市債残高は、平成元年から16年の間に82億円から191億円へと109億円増加し、2.3倍になっております。この数年の市債増加額で考え、毎年5億円程度市債残高が増加すれば、平成30年には260億円を超えることとなり、400億円前後で推移している一般会計の市債残高の6割を超える数字となります。

さらにことし3月議会で、一般会計から下水道会計への繰り入れについて尋ねましたが、平成16年度で国の基準では4億7,525万円に対し、市の基準では13億1,501万円となり、国のいう基準外繰入金で8億3,975万円にも上ることが明らかとなりました。こういう数字を見ていると、下水道財政は自治体財政を道連れにしながら

ら財政全体の破局に突入していくのではないかと、まず心配になります。

また、本来なら福祉、教育、あるいは市民生活に直結したさまざまな施策へ使える予算が、下水道財政へ過剰に投入されていると思えてなりません。

そこで、具体的な質問に入りますが、第1は、一般会計から下水道会計への繰り出しがどうなっているのか、繰り出しの考え方について、また国の基準、市の基準について、最近の数字がどうなっているのかについて伺います。

第2は、浄化槽とのコスト比較についてであります。

近年は下水道に対して浄化槽の評価が高まっています。総務省のホームページに掲載されている平成16年度下水道事業経営指標、下水道使用料の概要を見ますと、維持管理費と資本費を合わせた汚水処理原価は、防府市の公共下水道では1立方メートル当たり約315円であるのに対し、浄化槽を使った特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設の全国的な平均汚水処理現価は約261円となっております。

特定地域生活排水処理施設は、環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業として整備されるもの、個別排水処理施設は下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集散的に処理することが適当でない地域について実施するもので、総務省に計画を提出し、総務省及び環境省が協調して支援するものであります。この二者は、いわゆる公営浄化槽であります。今後は、さらに市街地から離れ、人口密度が低くなる地域での下水道整備となります。

浄化槽とのコスト比較をし、事業展開を考えるべきと思います。市は、浄化槽とのコスト比較についてどう考えているのか、御見解をお伺いいたします。

第3は、下水道計画の見直しについてであります。

これまで述べてきたように、一般会計から8億円を超える基準外繰り出しの実態や汚水処理コストの比較などから、下水道処理計画は本格的に見直さないといけないと考えておりますが、市の御見解をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 29番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、合併についての御質問にお答えいたします。

過日の所信表明で申し上げ、また昨日の御質問にもお答えをいたしておりますが、一昨年4月に合併協議会は休止され、結果としてこれまでどおりの単独市政を継続することとなりましたことは皆様御承知のとおりでございます。県央部は、千載一遇のチャンスを逃したのでありまして、この時点で県央合併協議は区切りがついたものと考えております。

またさきの3月議会におきまして、「先般の合併協議の経緯を踏まえると、合併の働き

かけをすべき側は、当方ではなく、先方であると考えます。したがって、当方から合併を働きかけることはありません」とお答えしているところでございますが、この考えもいささかも変わりはありませんし、また、今は合併の話をする時期ではないと考えております。

私は、これらのことをこのたびの選挙において市民の皆様方に申し上げ、その結果、市民の皆様から3期目の御負託をいただいたものと存じておりまして、この最大の公約を実行していくことが私の最大の責務であると考えております。

次に、住民投票条例の時期とその骨子についてでございますが、住民投票条例につきましては既に制定に向けて準備するよう指示しているところでありまして、9月市議会に上程を予定いたしております。

内容でございますが、住民投票条例の形式には住民の賛否を問おうとする案件ごとに条例を制定する個別設置型と、請求案件が市政運営上の重要事項であればいつでも実施できる常設型とがありますが、本市におきましては、課題が生じた場合、迅速に住民投票が実施可能である常設型を基本にしたいと考えております。

このほか、条例制定に当たっては、投票の対象案件の取り扱いや投票の請求・発議の要件、投票資格者の要件、あるいは成立要件などの検討案件がありますので、現在、検討しているところでございます。

続きまして、県の合併推進構想案についての御質問でございますが、御案内のとおり、山口県におかれましては市や町の現状などを踏まえ、自主的な合併を推進する必要があると認められる市や町の組み合わせや、合併を推進するために必要な措置について、山口県市町合併推進構想案をまとめられたところでございます。

しかし私は、最初にも申し上げましたとおり、さきの合併協議は一応の区切りがついたと考えておりますし、合併された他市の状況につきましても、今後、十分な検証も必要になってくるかと存じます。

構想案は構想案として拝見させていただきましたが、合併につきましては市民の皆様の御理解を得ることが大前提でありまして、このことをおいて成るものではないと考えておりますので、今は防府市がみずからを高めていく大切な時期であると考えております。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 今の市長の御答弁は、今回の選挙の結果を踏まえて今後の合併についての市のスタンスとして評価をするものですが、ちょっと若干、私と見解が異なっている点もあります。その点をちょっと意見として述べさせていただきたいと思

いますが。

今回の市長選挙そのものは、合併が争点となったということは先ほど壇上でも申し上げました。それは開票の新聞の紙面がまずそうでありました。それから同時に、告示のされた日の翌日の選挙のスタートを伝える新聞の見出しもこうなっております。「合併是非前面に」、それから「合併争点に支持訴え」、「合併や活性化策焦点」、「単独市政の継続争点」、「山口市との合併是非争点」というような形で、告示の日の様子を伝える新聞の大見出しはこういう形になっております。

それから、中国新聞が5月24日付の紙面で報告した有権者アンケート、中国新聞が独自に有権者の皆さんにアンケートをとったという分ですが、これの大見出しも合併に関心6割と、こういうふうになっております。それから公開討論会の来場者アンケートについて、比較的大きく取り上げたのが山口新聞ですが、5月25日にそれがありまして、これの大見出しも「合併賛否分かれる」と、こういう形で、合併が最大の焦点として、この市長選挙があったと思います。そういう形で、12万人弱の防府市民は12万人弱というのは正確な言い方じゃないですね、有権者は防府市は合併する必要はないという一つの民意が示されたものと思います。

松浦市長は、今回の市長選挙のいわば勝者であって、過去4年間の政治選択というものが全体として信任されたというふうに私は言えると思います。しかし選挙そのものが山口市との合併ということが大きな焦点となり、合併反対という主張が大きく支持をされたということを考えると、そもそも2市4町の合併論議に加わること自体が、今、考えると、こういう選挙結果を見ると誤りであったのではないかと、こう思うわけでありまして。あるいは単独を貫く明確な意志がそのときになれば、徳地町との1市1町の合併という選択をすべきではなかったのか、こういうふうに思うわけでありまして。

私自身は、この市長選挙の結果を総括しております。この点、先ほどの松浦市長の見解と若干異なる点があるうと思っておりますけれども、ぜひ市長さんは、市民はとにかく合併するということがないということ腹に据えて、市政運営をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

その辺について、若干の感想があれば、ぜひお伺いしたいと思っております。

それから、住民投票条例、先ほどの御回答のほか、先ほどの山本議員の質問の中で幾らかのことが要望で述べられたりしましたので、それとダブらない範囲で質問したいと思っておりますが、先ほどからのあれで常設型ということが言われ、それで条例の請求権者、一般的には住民、市民ということになります。それから発議をするのが市長の側から住民投票をやるという場合、それから議員が、よその条例を見ると、例えば12分の1の議員で発

議をして、それで議会の議決をもって住民投票を実施すると、議会の側から住民投票を提起するということがよその条例などで述べられております。この辺について、どういう検討がされているのか。

住民の請求の場合には、これの要件が50分の1であったり10分の1であったり3分の1であったり、さまざまなことがありますけれども、その辺についてどう考えられているのか。

それから、結果の扱いということは、往々にして投票結果の尊重というような形で言われておりますが、この辺については今、どう考えておられるのか、まだ考えられておらないのであれば考えておらないということで、ちょっと御回答をお願いしたいと思います。

それから、県の合併推進構想案についてでありますけれども、昨年の段階で初日の本会議で、県のアンケートに市がどう答えるかということがあったわけですが、それは市長選挙の前のアンケートなわけですね。市長選挙でこういうふうな形で明確に、合併をすべきではないという防府市民の民意というのか、そういうものが示されたわけですから、ある意味では山口県は防府市民の選択に異議を唱えてこういうような枠組みをつくるというのは、私は非常にけしからん話だと思います。明確に反論をすべきではないか、抗議をすべきではないかと、こうまで思うんですけれども、それについて。もう一步明確に、さきの3月議会の質問のレベルとは、5月の選挙を経て変わっているわけですから、一步、一段階、階段を上ったわけですから、そこを踏まえてもう少し明確に反論をすべきではないかと思えます。

県のこの組み合わせの考え方ですけれども、組み合わせについての考え方というのがこれはインターネットでみんな、1回から4回までの資料が見られるわけですが、例えば、「山口市は防府市及び阿東町との合併により30万中核都市の形成を目指す意向を示しており、阿東町も山口市との合併を希望している」、こうやって山口市や阿東町の意向は書いてあるわけですが、防府市の意向についてはここには書いてないわけですよ。こういう形で一方的によその市の意向だけを出して、何か防府市がこれで見ると悪者でもあるような感じの、こういう報告書が出ているわけです。こういうものについて、もう少し市としての見解をしっかりと示すべきではないかと思えますが、この辺について御見解をお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、1点目のさきの合併協議を総括してどんな感想かということですが、私は常に申しておりました 平成16年11月の選挙で当選された方々、初当選された方々でない、それ以前からの議員さん方はすべて御記憶あると思

ますけれども、合併は相手様のあることで、最初に合併ありきというわけではないと。常に相手様との熱心な協議、真摯な協議、胸襟を開いての協議の上で、判断すべきところは判断を下していくと、こういうふうに私は事あるごとに議会の御質問の中で明確にお答えをしてまいりました。

その結果が究極のいよいよ最後の最後、平成16年4月26日という日を迎えたわけでありまして、何度も申し上げますが、10年先の約束を最後の最後に出してこられた。もうそこまで出してくるのか、あの当時の気持ちを今、回顧しましても、この先これから一体どういうふうな展開が予測されるか、何かそら恐ろしいような感じさえしてきたわけでありまして、あのような決断を私としていたしたようなわけでございます。

したがって、そういうところまでいってしまったことについてどうなのかと言われれば、それは相手様というものを、私が思っていた相手様というものと現実の相手様方というのが違っていたと言われればもうそれまでで、私の相手様を見る目がなかったということに尽きるのかもしれませんが。私は、こちら側、防府市が少しお譲りをすれば相手様もお譲りをされる、あるいはこちらが一步下がれば相手様も一步下がってくださる、そういう相手様であるに違いないと、そういう確信のもとに、常に胸襟を開いて市長同士が徹夜で話し込もうやと言って話し込みに入ったこともありましたし、二、三人だけの協議なら70時間ぐらいに及ぶほど話もしてまいりました。

そういう中で、一步下がれば一步前へ出てこられる。10歩下がれば10歩前へ出てこられるというような形の協議になってしまっていたわけでありまして、あの合併協議を振り返ってみますと、莫大なエネルギーを使い、莫大な多くの市民の皆様方に御心配をおかけいたしました。踏みとどまるべきところは踏みとどまったということの中で、市民のあのときの判断は決して間違いではなかったんだよという御審判を今回、改めてちょうだいした。そういう意味においては、今回の選挙は実に意義のあった選挙になってしまったのかなと、私はそのような選挙の必要さえないぐらいの決断と判断のもとに、あの山は乗り越えたと思っておりましたが、そうではないと言われる方々が候補を立てられたわけですから、やむなくああいう形の選挙になった。

したがって、あの合併協議を振り返っての感想を述べますと、私が考えていた相手様とは違った相手様であったのだということ、そこに気がつくのが、いよいよのどどのつまりであったということに対しては、私の考えが甘かったのかもしれない、このように自分なりに考えております。

それから、住民投票についてでございますが、私個人としてはいろいろな思いを持っております。しかし12万市として市の将来を決する重大な問題を市民の皆様方に御判断を

仰ぐという画期的な条例案でございますので、慎重の上にも慎重を期してきちっとしたものを今、事務方で検討をいたさせておりますので、あとまた事務方の方からその辺の説明もあろうかと思えます。しっかりした条例案をお出ししたいと、このように思っております。

それから、県の対応についてのお話でございますが、私、実は、選挙が5月28日に終わりました。それからいろいろございまして、6月21日から新しい任期をいただきましたので、新しい任期をちょうどしたということでいろいろなところをごあいさつにも上らせていただいております。そうした中で、今回の選挙結果を見られての防府市民の御理解というものは、合併においてはいただけませんよということをきちっとお伝えもいたしております。県御当局もその辺はおわかりをされておられるに違いないと私は考えているところであります。

さきの新山口市の合併とその後の市長選挙において、段階協議と、段階合併というような形の言葉が盛んに言われた時分には、しっかりと相手様にはそのような言葉は使ってもらいたくないというようなことも申し上げてきたこともございます。これからも必要に応じて、市民に誤解と心配を与えることのないように対応してまいることが私の責任であると、そのように考えておりますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 住民投票の内容等々の2点あったと思うんですが、請求、発議権者というところでございますけれども、御指摘のように、住民からの請求、あるいは議員さんからの請求のその内容については、これから詳しく検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、拘束されるかどうかといったところでございますけれども、いわゆる通説、あるいは解説書等々を読みますと、法律に基づく住民投票については拘束されるというのが通説であり、条例に基づくものについては学説では確立されてはおりませんけれども拘束されるものではないと、尊重する義務はあるけれども。というような解説等もされております。やはり地方自治の原点に返って、どのように判断すべきかというのは慎重に判断をして条例を組み立てていきたい、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 最初に住民投票の件ですけれども、市民からのそういう請求ができるということと、それから、長の側だけじゃなくて議会の側からもそういう住民投票ということができるということ、それが今のような制度の中でお互いに牽制し合うとい

うのか、そういう形の一つの姿だろうと思いますので、その両方を含んだような内容で検討されているようなことからそれでいいと思いますので、あとその辺についてよろしくお願ひしたいと思います。

合併については、市長の思いと私と微妙に違うところがありますけれども、これはある程度よその市の状態を検証するという中で今後、結論が出てくるような問題だと思います。合併の財政的メリットという言葉が盛んに言われましたけれども、合併特例債はあめではなくて最近はまだ疑似えだというふうなことが本に書いてありますし、引っかけられた、それに食いついたところは大変哀れなことになるんだという意味もひっくるめてだと思ひますが、もう一つのメリットといわれる交付税の合算特例も、最近さまざまところで言われる交付税改革のそういう論議を見ると、例えば最終的にはこれは来年度の骨太の方針には盛られないみたいですがけれども、竹中総務大臣の私的懇談会は、交付税を人口と面積を基本に配分というような方針ですから、これをやられてしまうと交付税の合算特例はなくなってしまうということになりますので、やっぱり疑似えかなという気がするわけですがけれども、ぜひこの辺、よく他市の状況を検証して、今後の市政運営に努めていただきたいと思ひます。

この件については以上で終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、地球温暖化対策について、生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、地球温暖化対策についてお答え申し上げます。

今日、地球温暖化問題は、人の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題として国際的な緊急課題となっておりますことから、本年3月29日付で策定をいたしました防府市環境基本計画の中で、特に重点とすべき施策として地球温暖化防止の促進を掲げ、エネルギー起源の二酸化炭素の削減に向けてエコライフへの転換の推進等の取り組みを定めているところでございます。

まず、御質問1点目の地球温暖化防止活動の具体化についてでございますが、今年度、環境基本計画の内容を冊子の配布と市のホームページで公表し、周知を図ることといたしております。また、地球温暖化防止について、市民の一層の御理解と御協力を得るため、環境基本計画のダイジェスト版の作成も検討してまいりたいと考えております。

御質問2点目の市民等への行動提起につきましては、家庭や自動車からのCO<sub>2</sub>の削減、家庭での省エネ等無理せずできることを継続して実践することにより、環境保全に配慮したライフスタイルに変えていくことができると同時に、家計費の節約の励みとなる、そういった環境家計簿を作成・配布することで対応したいと考えております。

また事業所につきましては、当面は現在、公害防止協定の締結事業所を対象に地球温暖化対策を盛り込んだ環境保全協定の締結に努めたいと考えております。

御質問3点目のハンドブック等による啓発・宣伝につきましては、まずは先ほどお答え申し上げました環境家計簿の中で、エコライフのヒントを記載することで対応したいと考えております。また、例えば毎月テーマを定めて、7月であれば冷房機器の効率よい利用方法など、家庭でできる地球温暖化防止の具体的な取り組みについて市広報で紹介するなど、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） もう少し予算をかけていろいろしっかりやっていただきたいという気持ちはあるわけですが、基本的な方向としていろいろ努力をされるということですので、その方向で了解をしたいと思います。ポイントを限って、2つほど意見というのが要望を言っておきたいと思います。

1つは、市の方針と大分ダブるわけですが、この問題は日常生活の中で環境にどういうふうに及ぼしていくのかということをもトムアップで、下から市民の皆さんがわかるような形でやっていただきたいと思います。そのためには、啓発だとかハンドブックだとか、あるいは市広報でのそういう啓発だとかいうものが役に立つと思います。

既に担当の課の方にはこういう資料を差し上げましたけれども、山口県の地球温暖化防止活動推進センターが省エネハンドブックという、こういうものを平成15年度につくっております。私、これを見てなかなか勉強になったんですけれども、例えば車のアイドリングストップというのがありますが、これは交差点などで5秒間とまるということが確実にあれば、見込めれば、ちょっと前に信号が赤になったというときには効果がある。5秒というような数字がここのところに出ております。これを見て、それからそういう話をちょっと聞いて、私もできるときにはそれを今、実行しておりますけれども、なかなか案外面倒なものではありますが、そういうことがあります。ちなみにこれを実行している県の職員の方は、1,800CCの車で夏でもリッター18キロぐらい走ると、こういうふうに言われておりましたので、そういう意味で家計にも優しいことかなと思います。

あとエコクッキングハンドブックという形で、これも同じところから出されております。いろいろ買い物から書いてあります。買い物は自転車、徒歩でと。近くのお店は自転車や徒歩で行きましょう。これが健康と省エネ一石二鳥ということで、午前中に議論があった郊外店には行かないで済むということにもなろうと思います。そういう環境に優しいということが地球に優しい、地域に優しいということにもつながるということに感じておりま

す。

それからもう一つ、家庭における地球温暖化防止活動診断調査表というような、こんなものもあります。この中で昨年私が言いましたけれども、液晶テレビとプラズマテレビ、どちらの薄型テレビを購入したいですかという形で、液晶テレビであればその方が地球温暖化防止になる、こちらの方が消費電力が少ないということで、それよりもテレビを見ない方がもっといいのかもしれませんが、なかなか我々はそういう生活ができませんので、そういう中で選択をするとか、さまざまいろんなことが示されております。そういったものを、資料がありますので、ぜひ活用いただきたいと思います。

それからもう一つ述べておきたいのは、環境マネジメントシステムということについてであります。これは、環境マネジメントシステムというと皆さん、主にISO14001、私は普通「イソ」と言いますが、ISOの14001が環境自治体というような形で一つの環境システムという形で言われておりますが、2004年に環境省がもっとその前からつくっているんですけれども、エコアクション21という環境活動評価プログラムというものをつくっております。これは言ってみれば、中小企業者における環境への取り組みを促進するという形で、ISOの14001と比べてはるかに取り組みやすいシステムという形で、簡易なシステムという形で、しかし環境負荷削減の直接の要求だとか負荷対策のチェックのそういうシートがあったりという形で取り組みやすいものであります。

これは、山口県立大学が全国で初めてこれを取得するというので、今年度からそういう作業を始められているというふうに聞いております。なぜ私がこういうことを知ったかという、ちょうど山口県立大学で公開授業というのがありまして、環境のマネジメントシステムの公開授業ですが、それに行って勉強させていただいて、私の2つぐらい前には学長先生が同じように聴講されておりましたけれども、こういうことを例えば県立大学が取り組むという形で、県内の自治体でISOの14001を取っている自治体はありますけれども、それほどのコストがかからなくて簡易なシステムという形で、こういったエコアクション21というものをひとつ考えてみる必要があるのかなということで、意見として、要望として述べておきたいと思います。

この件については以上で終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は下水道事業について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、下水道事業についての1点目の一般会計からの繰り出しについてお答えいたします。

一般会計から下水道会計への繰り出しにつきましては、「雨水は公費、汚水は私費」の考えを基本に国から基準が示されております。下水道事業は、建設が長期間にわたるもの

であり、また多額の費用を必要とするものであることから、事業の建設途上においては汚水に係る経費の全額を使用料負担とすると著しく高額な使用料となるため、事業が完了した大都市を除き各団体においては、国が定めている繰出金とは別に多額の一般会計からの繰り出しを行い、特別会計の赤字を補てんしているのが実情でございます。

本市においても同様な状態でございますが、赤字額をそのまま繰り出す自治体もある中で、本市は国が定めた繰出基準によらずに市独自の繰出基準を設け、一般管理費が100%、維持管理費が100%、処理場管理費35%、公共下水道建設費の一般財源分100%、緊急下水道整備特定事業の臨時措置分100%、公債費のうち雨水元利分が100%、公債費のうち汚水元利分が50%とし、平成17年度で13億3,355万9,000円の繰り出しを行い、単年度の赤字補てんと平成17年度末で9億5,996万円ある累計赤字の減少に努めているところでございます。

なお、平成17年度の繰出金のうち、4億5,857万円が国の繰出基準であり、残りの8億7,498万9,000円が赤字補てんとなっております。

本市の場合はまだ建設途上にあり、普及率は向上してまいりますので、水洗化率の向上による使用料増加などで、今後も累積赤字につきましては減少してまいりますものと考えております。

2点目の浄化槽とコスト比較についてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成16年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要によりますと、汚水処理原価につきましては、浄化槽の方が低コストとなっております。しかし13年度に環境省、国土交通省、農林水産省連名で出された「統一的な経済比較を行うための建設費等の統一の修正について」の資料によりますと、合併浄化槽の場合、5人槽で建設費が88万8,000円、維持管理費が年間6万5,000円となっており、浄化槽の耐用年数を26年と考えた場合の設定で、月当たりの費用は約8,250円になります。

それに対して、本市の公共下水道は試算してみますと、平成17年度で維持管理費と借入金の元利償還金を合わせた金額が約17億560万円でございます。それを年間の処理水量532万9,000立米で割った立米当たりの処理単価が約320円であり、これに平均的な月当たり使用料である20立米を掛けると月約6,400円となります。

このように、現在公共下水道を供用開始している地域においては、合併浄化槽より公共下水道の方がコスト面で安価ではないかと思っております。また公共下水道は重要な都市基盤であり、より環境に優しい施設であることも考慮に入れる必要もあろうかと存じます。

次に、3点目の下水道計画の見直しについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、生活環境の改善や公共用水域の保全・向上を図るため、平成

22年度末の汚水処理人口普及率を85%まで向上することを目標に、公共下水道整備と合併処理浄化槽の設置を両輪として推進することとしているところです。中でも公共下水道は、放流水質の安定性や施設の永続性が確保できる都市施設であり、閉鎖性水域である周防灘海域において、その水質環境基準の達成維持を図るための中核的役割を担っております。

さらに、未整備地域の市民の皆様が切望されておられる事業であると認識しておりますことから、平成30年度までの市街化区域内整備という長期の目標を掲げているものであり、都市計画事業として着実に計画を推進し、普及拡大を図っていかねばならないと考えております。

また今後、本市の公共下水道事業の費用対効果分析により、事業効果をより一層明らかにし効率的・効果的な事業推進に努めてまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 事業を推進する立場の担当部長からの答弁という形になれば、今のような答弁にならざるを得ないのかなと、こう思うわけでありますけれども、ただ全市的に考えた場合に、一般会計からの繰り入れが13億円あって、いわゆる国が言っている基準の繰り入れが約4.5億円、それに対して基準外の繰り入れが8.7億円というような、基準外の方がそれに倍近いぐらいの金額、基準の合わせて3倍ぐらいの金額をトータルで入れているという形になってくると、今のような形で確かに下水道に対する要望というものは非常にありますし、下水道というものは私も便利に考えておりましたけれども、そういうことでいいのかどうかというのも非常に疑問を感じるわけであります。

下水道というのは、都市施設という形で位置づけられておって、例えばだから市街化区域の中は都市計画税を取るとのことの一つのあれにもなるわけですがけれども、平成18年度で都市計画税が12億円ですね、そのすべてを下水道会計に繰り入れてもまだ繰り入れる金額が足りないというような形の現状になっておるわけですから、この辺についてはこれはもう土木都市建設部長の前におられる財務部長であるとか、あるいは助役、市長、ぜひこの辺を考えていただかないといけないんじゃないかと思えます。

それともう一つ、公営浄化槽について述べましたけれども、公営浄化槽というものについて私自身もあまり知りませんでしたし、このことについて、話をした下水道課の職員の方もあまり御存じなかったわけです。なぜかというと、これは環境省所管、あるいは環境省と総務省がするという形で、財務部長の隣の生活環境部長のものと生活環境課の職員が

むしろこういうことは詳しいと。しかしこの特定地域生活排水処理施設についても、あるいは個別排水処理施設もこれは実施をするとすれば、特別会計をつくって実施をするという形になるわけですね。だからそうなれば当然、今の下水道の特別会計と一緒に中で考えざるを得ないような、そういう種類のものになるわけです。

したがって、ぜひその辺について今後、生活環境部あるいは土木都市整備部、財政の財務部、そして当然助役さんも入っていただいて、その辺について抜本的にこのままでいいのかどうか、今のような形で毎年8億円の基準外繰り出しということは、8億円を即カットしろということで私は言っておるわけではありません。この金額を例えば圧縮するためにはどうしたらいいのか、すぐにはカットできませんけれども、一つの方法は下水道の今のやり方の整備をもう少し圧縮していくことが一つの方法ではないかと私は思っております。

この公営浄化槽については町などが多いわけですが、市段階でも幾つかの市が取り組んでおります。山口県の中では萩市が取り組んでおります。それから隣の広島県では三原市だとか、あるいは福岡県では久留米市だとか唐津市、長崎市、諫早市、島根県では松江市、それから鳥取県では鳥取市、山梨県では山梨市、新潟県では上越市、茨城県では日立市、福島県では会津若松市、割と人口の大きなところを今、幾つかパラパラと拾い読みしたんですけれども、そういう形で取り組んでいるわけですから、ぜひこの辺、担当部だけではなくて全市的に取り組んでいただかないと、市全体の財政についても非常に疑問、難しい状況が生じてくるのではないかと、そういう懸念があるということをお述べさせていただいて私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で29番、田中健次議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4時11分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年7月4日

防府市議会 議長 久 保 玄 爾

防府市議会副議長 行 重 延 昭

防府市議会 議員 佐 鹿 博 敏

防府市議会 議員 大 村 崇 治